

第1部

総論

1 計画策定の背景・目的

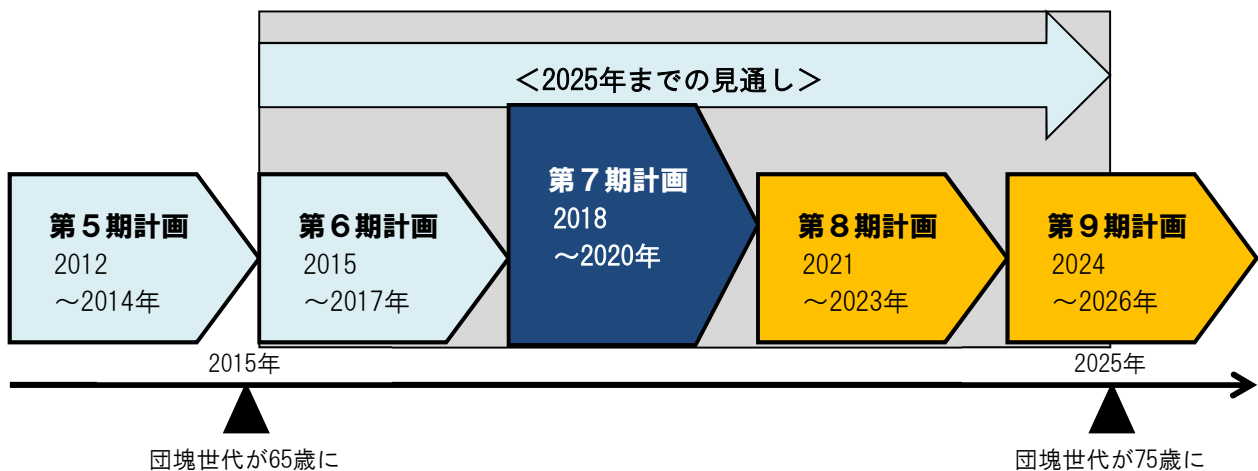
1 計画策定の背景・目的

高齢化の進展に伴い、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険が創設されて16年が経過しました。逗子市の人口は、2017（平成29）年10月1日現在59,988人（住民基本台帳）で、そのうち65歳以上の人口が18,680人、高齢化率は31.1%です。今後もさらなる高齢化の進行が予想され、それに伴い要介護認定者・サービス給付量の増加が見込まれます。

今回の法改正は、団塊の世代が75歳に達する2025年に向けて、地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法を含め、医療法、社会福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」とする）、児童福祉法などを一部改正し、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を進めることとなりました。

計画の策定に当たっては、国や県の示す基本指針を踏まえると共に、本市の高齢者の現状や高齢者を取り巻く地域の特性を反映させ、地域全体が協働して支え合い、高齢者も地域の一員として積極的に社会参加するような地域作りをしていかなければなりません。

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年の超高齢社会の到来に向けて、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、中長期的な視野で、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に向けて、今後さらに増大する福祉・保健・介護のニーズに対応していけるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築していきます。



【地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ・ 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取り組みを進めることが必要。
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取り組み内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。
（その他）
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）。
 - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）。
 - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）。

医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

**地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等
(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)**

- 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備
 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - ・地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者に把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。
 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援づくりに努める旨を規定
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
 - ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。
(その他)
 - ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）。
 - ・障害者支援施設等を対処して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする）。
 3. 地域福祉計画の充実
 - ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）。
- 新たに共生型サービスを位置付け
 - ・高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

II 介護保険制度の持続可能性の確保

現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し（介護保険法）

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。
【2018（平成30）年8月施行】

介護納付金における総報酬割の導入（介護保険法）

- 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする（激変緩和の観点から段階的に導入）。
【2017（平成29）年8月分から実施】

2 計画の位置付け・性格

1 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定による介護保険事業を包含した行政計画です。

老人福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れて、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、就労、まちづくりその他高齢者に関わる関連施策の充実、強化を図るためのもので、その内容において介護保険事業計画と一体的に調和を図りながら計画を進めていく必要があります。

介護保険事業計画は、本市における虚弱高齢者、要介護者等の人数や利用者の意向等を勘案し、また、本市が行う地域支援事業の必要量や介護保険給付対象サービスの量を見込み、当該見込み量の確保のための計画を策定します。

本市においては、両計画の整合を図るため、2000（平成12）年度を始期とする第2期老人福祉計画と第1期介護保険事業計画から、一体的に「高齢者保健福祉計画」として3年ごとに策定することとしており、今期は第8期老人福祉計画と第7期介護保険事業計画に当たります。

2 上位計画

「逗子市総合計画」が本計画の上位計画に当たります。総合計画に位置付けられている「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の基本的な方向と整合を図りながら、高齢者福祉・介護保険事業を進めていく必要があります。

さらに、逗子市総合計画前期実施計画【2015年度～2022年度】では、元気で生きがいをもってスポーツや文化活動、社会活動を楽しむ高齢者の増加を目指すという目標を立てています。これらの目標とも調和を図っていく必要があります。

●前期実施計画【2015年度～2022年度】の目標

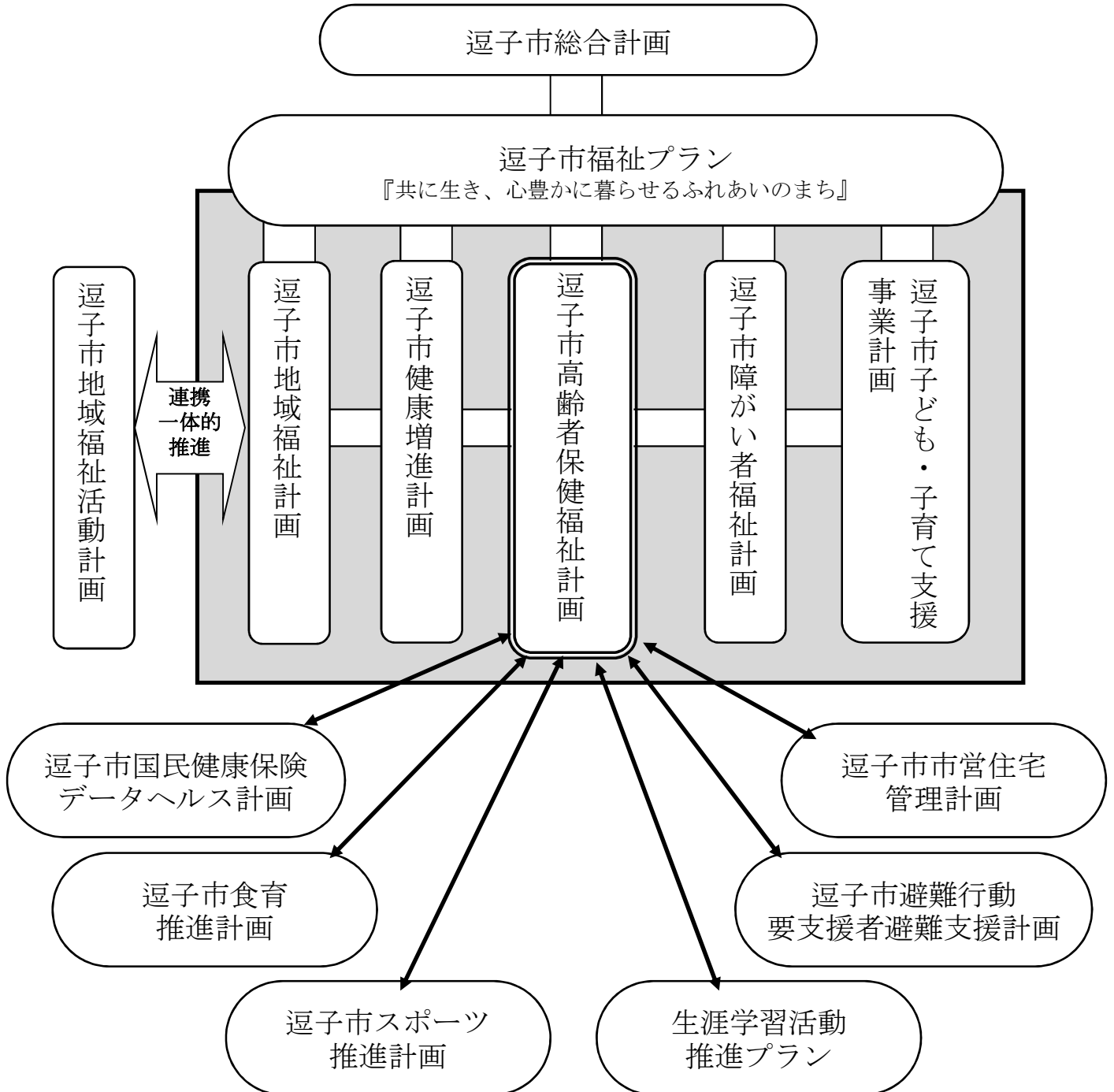
No.	目標	現状 【2016（平成28）年度末】
1	元気な高齢者率（65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない者の割合）が83パーセント以上になっている。	80.0パーセント
2	地域包括支援センターが市内に3か所設置され、要支援認定者に対して、多様な主体による多様な生活支援サービスが提供されている。	日常生活圏域3か所 基幹型1か所
3	市内の高齢者サロンが25か所、延べ参加者数が13,000人になっている。	29か所 延べ11,145人
4	認知症サポーターが3,000人になっている。	1,982人
5	小規模多機能型居宅介護が3か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1か所で実施されている。	小規模多機能型居宅介護 2か所 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 0か所※

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2017（平成29）年4月に1か所開設

3 関連計画

計画を策定するに当たり、次の計画等との調和を図っていきます。

● 逗子市高齢者保健福祉計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間です。

計画期間の最終年度である2020（平成32）年度には見直しを行い、新たに2021年度以降の計画を策定することになります。

●計画の期間

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
逗子市総合計画（基本構想） （1997年度～2014年度）			逗子市総合計画（基本構想） （2015年度～2038年度）							
逗子市福祉プラン （地域福祉計画） （2005年度～2014年度）			逗子市福祉プラン （地域福祉計画・地域福祉活動計画） （2015年度～2022年度）							
第5期高齢者保健福祉計画 （2012年度～2014年度）			第6期高齢者保健福祉計画 （2015年度～2017年度）			【本計画】 第7期高齢者保健福祉計画 （2018年度～2020年度）		第8期 （2021年度～）		
逗子市障がい者福祉計画 （2009年度～2014年度）			逗子市障がい者福祉計画 （2015年度～2020年度）					障がい者 福祉計画		
逗子市障がい 福祉計画 （2009年度～ 2011年度）	逗子市障がい 福祉計画 （2012年度～ 2014年度）		逗子市障がい福祉計画 （2015年度～2017年度）			逗子市障がい福祉計画 （2018年度～2020年度） 逗子市障がい児福祉計画 （2018年度～2020年度）		障がい 福祉計画 障がい児 福祉計画		
逗子市健康増進計画 （2017年度～2022年度）										
逗子市次世代育成支援地域 行動計画 （2005年度～2014年度）			逗子市子ども・子育て支援事業計画 （2015年度～2019年度）					逗子市子ども・子育て 支援事業計画 （2020年度～2024年度）		
逗子市母子保健計画 （2012年度～2014年度）										

3 日常生活圏域の設定

1 第7期の日常生活圏域の考え方

地域との連携強化や高齢者人口の増加など地域包括支援センターに求められる役割がますます増加することから、第6期中の2016（平成28）年度から、民生委員児童委員協議会の地区割りと合わせ、日常生活圏域を2つから3つに増やしました。また、2017（平成29）年度11月から、国が目安としている「人口2万人に1か所の設置」に近づくよう、中部と西部の担当地域について、小学校区の地区割りに合わせて一部変更しています。

第7期においても、この3圏域を継承します。

●日常生活圏域(第7期)

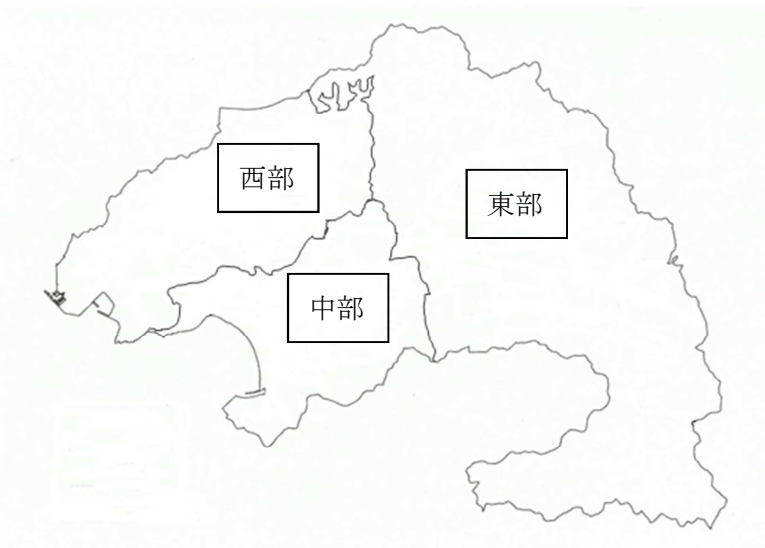
圏域名	構成
東部	桜山3・4・5（35番～37番、葉桜団地を除く）丁目、沼間、池子
中部	逗子、桜山1・2・5（35番～37番、葉桜団地のみ）・6・7・8・9丁目、山の根 新宿1～3丁目、新宿4丁目1番～5番（2番29号～59号を除く）・新宿4丁目6番 38号～42号、新宿5丁目
西部	久木、小坪、新宿4丁目2番29号～59号、新宿4丁目6番～16番（新宿4丁目6番 38号～42号を除く）

●日常生活圏域の情報

（単位：人）

圏域		人口(人)	65歳以上人口		75歳以上人口		認定者数		
				高齢化率		後期 高齢化率		要介護度 3以上	認定率
圏域	東部	20,017	6,748	33.7%	3,537	17.7%	1,232	455	18.3%
	中部	21,261	5,795	27.3%	3,093	14.5%	1,118	417	19.3%
	西部	18,710	6,137	32.8%	3,496	18.7%	1,373	484	22.4%

※基準日：2017年10月1日時点



4 逗子市の高齢者の現状と将来見込み

1 現状

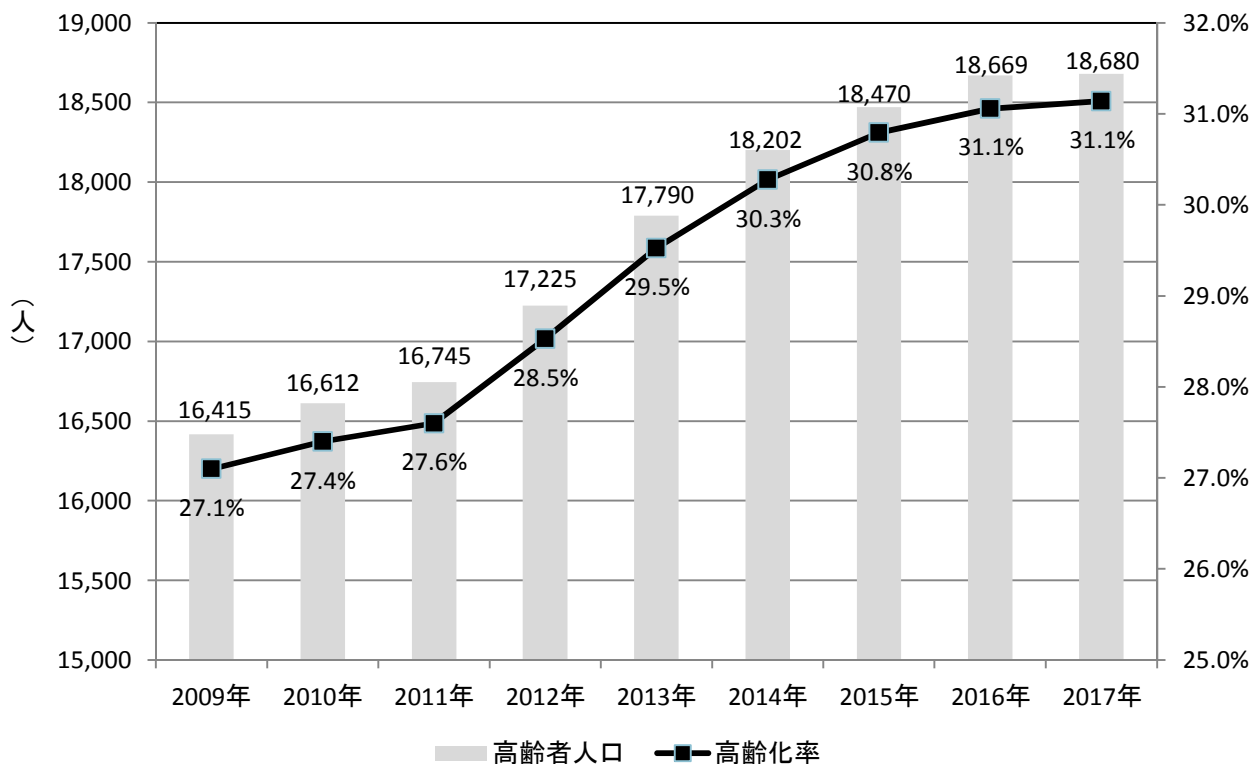
1-1 高齢者を取り巻く環境

(1) 高齢者人口、世帯、第1号被保険者

①人口の推移

本市の総人口（住民基本台帳人口に外国人登録人口を合わせた数）は、2017（平成29）年10月1日現在で59,988人、65歳以上人口（以下高齢者人口）は18,680人であり、その総人口に占める割合（以下、高齢化率）は31.1%となっています。また2009（平成21）年度と2017（平成29）年度を比べると、総人口が1.1%減で推移する中、高齢者人口は13.8%増、内訳で65～74歳人口（以下前期高齢者人口）は0.6%増、75歳以上人口（以下後期高齢者人口）は27.9%増となっており、高齢者人口の増加率、中でも後期高齢者人口の増加率が際立っています。

●逗子市高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値（各年10月1日現在）

●逗子市高齢者人口の推移

(単位:人)

区分	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総人口	60,630	60,718	60,740	60,374	60,250	60,120	59,981	60,112	59,988
対前年増減数	75	88	22	▲346	▲124	▲130	▲139	131	▲124
40～64歳	20,894	21,047	21,393	21,241	21,136	21,018	20,997	21,182	21,359
高齢者人口	16,415	16,612	16,745	17,225	17,790	18,202	18,470	18,669	18,680
65～74歳	8,500	8,427	8,248	8,415	8,783	8,956	9,009	8,875	8,554
75歳以上	7,915	8,185	8,497	8,810	9,007	9,246	9,461	9,794	10,126
高齢化率	27.1%	27.4%	27.6%	28.5%	29.5%	30.3%	30.8%	31.1%	31.1%
後期高齢化率	13.1%	13.5%	14.0%	14.6%	14.9%	15.4%	15.8%	16.3%	16.9%

資料：住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値（各年10月1日現在）

●逗子市ひとり暮らし高齢者の推移

(単位:人)

区分	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
ひとり暮らし高齢者	1,396	1,398	1,440	1,509	1,544	1,503	1,542

資料：ひとり暮らし高齢者台帳登録者数（各年4月1日現在）

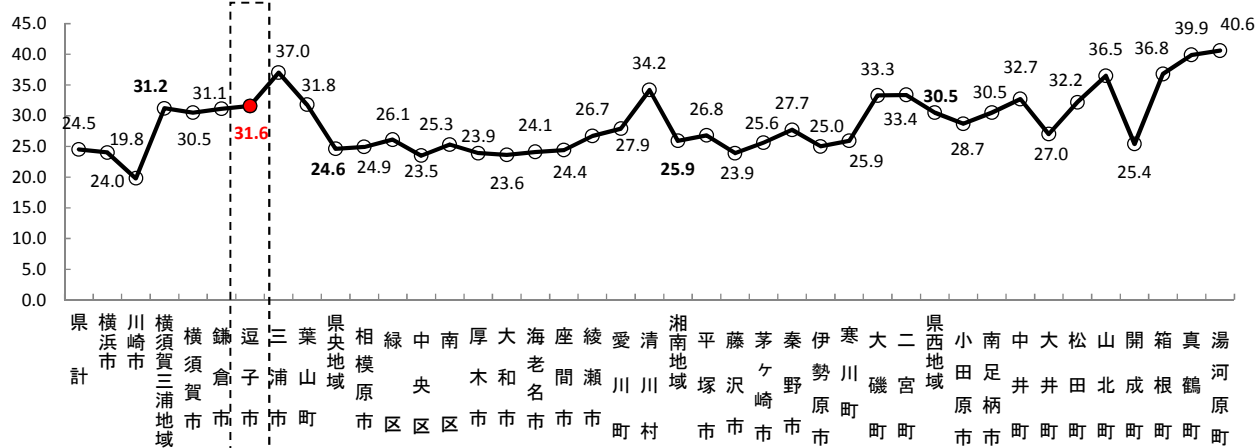
【参考】 第6期計画と実績との差異

(単位:人)

区分	時点	2015 年度	2016 年度	2017 年度
総人口	計画A	59,879	59,638	59,366
	実績B	59,981	60,112	59,988
	差異(B-A)	102	474	622
40～64歳	計画A	20,940	20,961	21,049
	実績B	20,997	21,182	21,359
	差異(B-A)	57	221	310
高齢者人口	計画A	18,421	18,542	18,513
	実績B	18,470	18,669	18,680
	差異(B-A)	49	127	167
65～74歳	計画A	9,060	8,869	8,564
	実績B	9,009	8,875	8,554
	差異(B-A)	▲51	6	▲10
75歳以上	計画A	9,361	9,673	9,949
	実績B	9,461	9,794	10,126
	差異(B-A)	100	121	177

資料：住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値（各年10月1日現在）

●高齢化率の比較



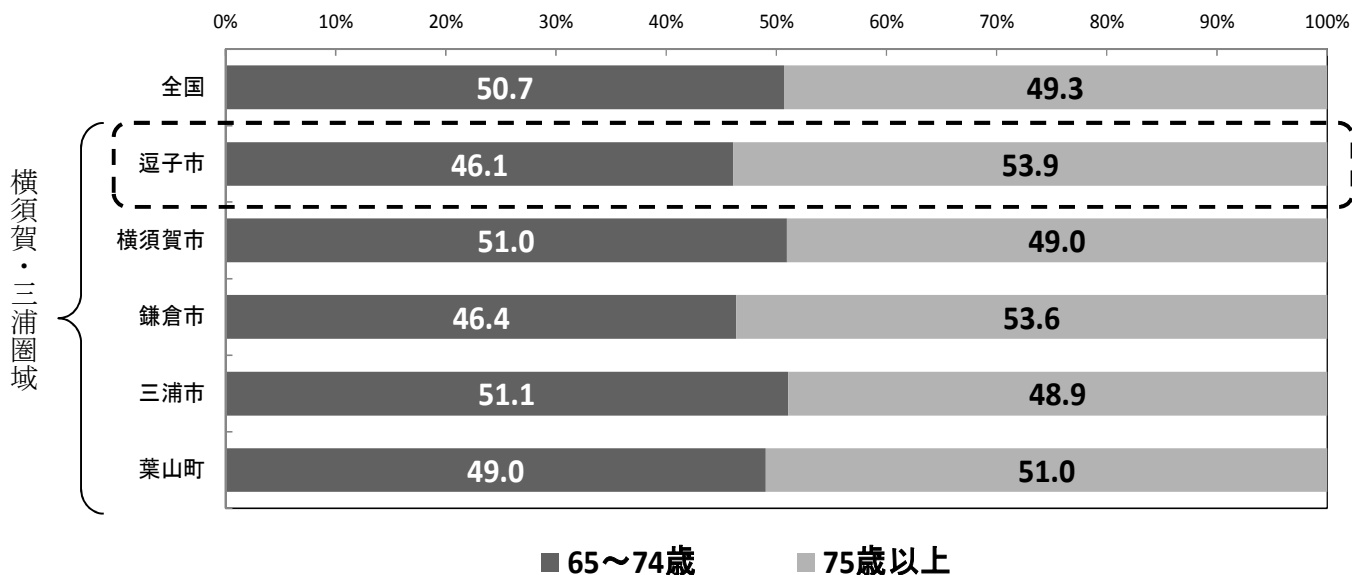
資料：神奈川県年齢別人口統計調査（2017年1月1日）

②第1号被保険者の状況

2017（平成29）年4月末現在、逗子市の第1号被保険者数は、18,775人（65～74歳：8,655人、75歳以上：10,120人）となっています。

第1号被保険者の年齢構成で比較すると、75歳以上の構成割合が53.9%と全国平均を上回り、横須賀・三浦圏域の中でも最も高くなっています。

●第1号被保険者の年齢別(75歳区切り)構成の比較



資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分）

(2) 要支援・要介護認定者

①認定状況

本市の要支援・要介護認定者数は、2017（平成29）年9月末時点で3,932人であり、2009（平成21）年度から8年間で1,332人増えており、年平均167人の増加となります。

●要支援・要介護認定者数の推移

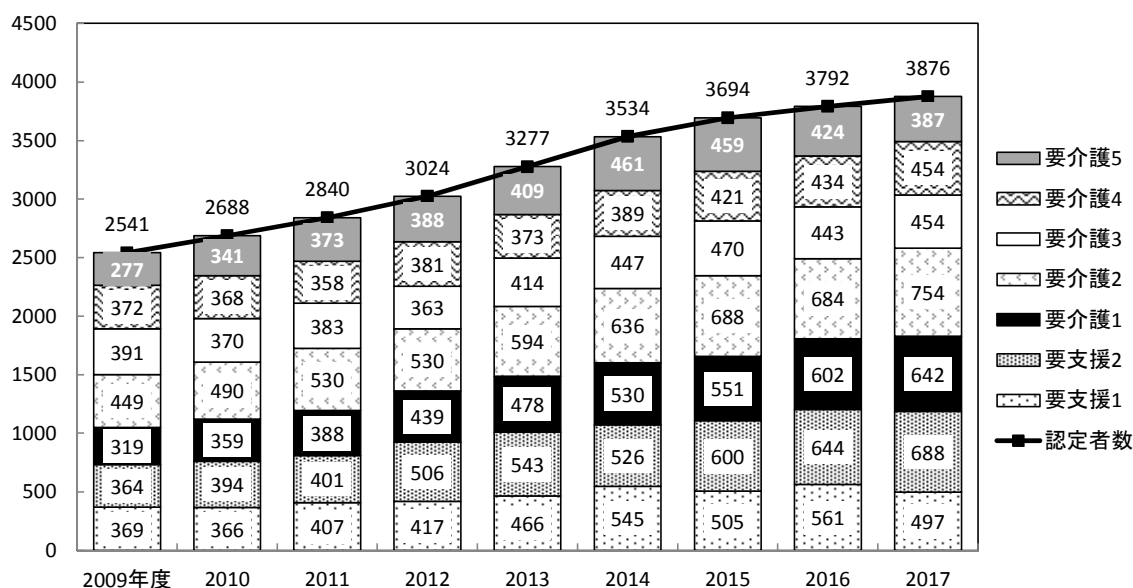
(単位:人)

区分	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
要介護等認定者計	2,600	2,757	2,907	3,089	3,339	3,597	3,751	3,849	3,932	
対前年増減数		157	150	182	250	258	154	98	83	
要介護 度別 (第1号 被保険者 のみ)	要支援1	369	366	407	417	466	545	505	561	497
	要支援2	364	394	401	506	543	526	600	644	688
	要介護1	319	359	388	439	478	530	551	602	642
	要介護2	449	490	530	530	594	636	688	684	754
	要介護3	391	370	383	363	414	447	470	443	454
	要介護4	372	368	358	381	373	389	421	434	454
	要介護5	277	341	373	388	409	461	459	424	387
認定者計(第1号被保のみ)	2,541	2,688	2,840	3,024	3,277	3,534	3,694	3,792	3,876	
第1号被保険者	16,497	16,687	16,824	17,306	17,894	18,292	18,593	18,771	18,789	
要介護等認定率※	15.4%	16.1%	16.9%	17.5%	18.3%	19.3%	19.9%	20.2%	20.6%	
認定者計(第2号被保のみ)	59	69	67	65	62	63	57	57	56	

※要介護等認定率=要介護等認定者計(第1号被保険者のみ)/第1号被保険者数×100

資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

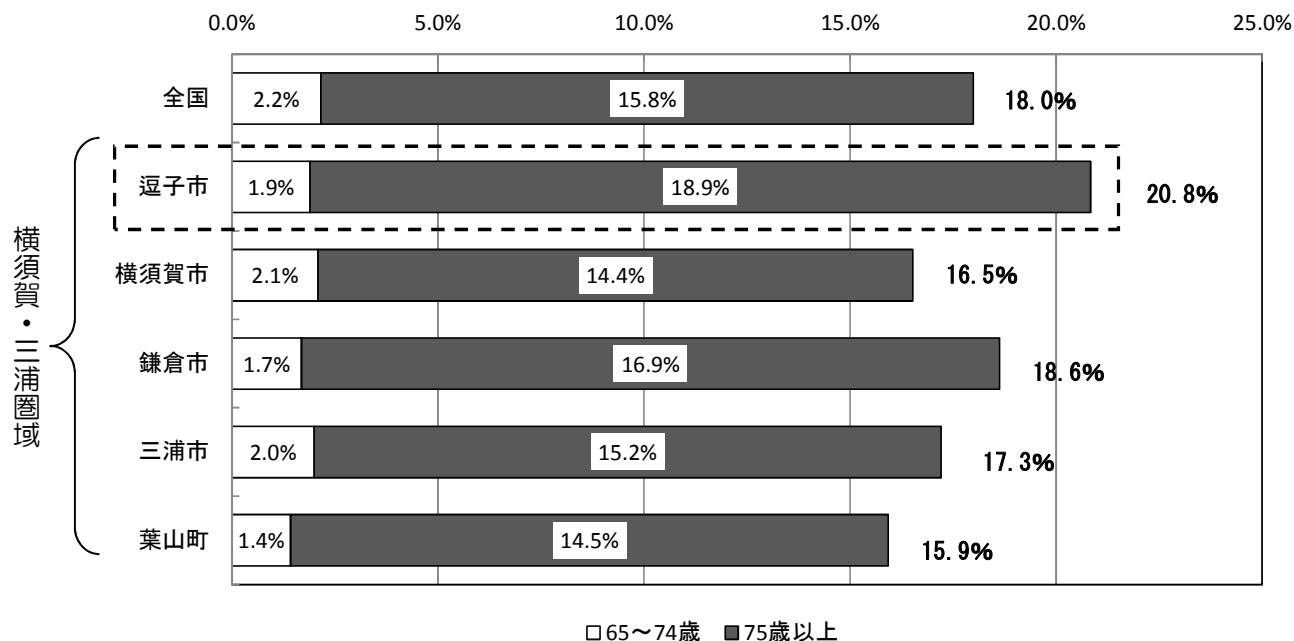
【参考】 要支援・要介護認定者数の推移(1号被保険者のみ)



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

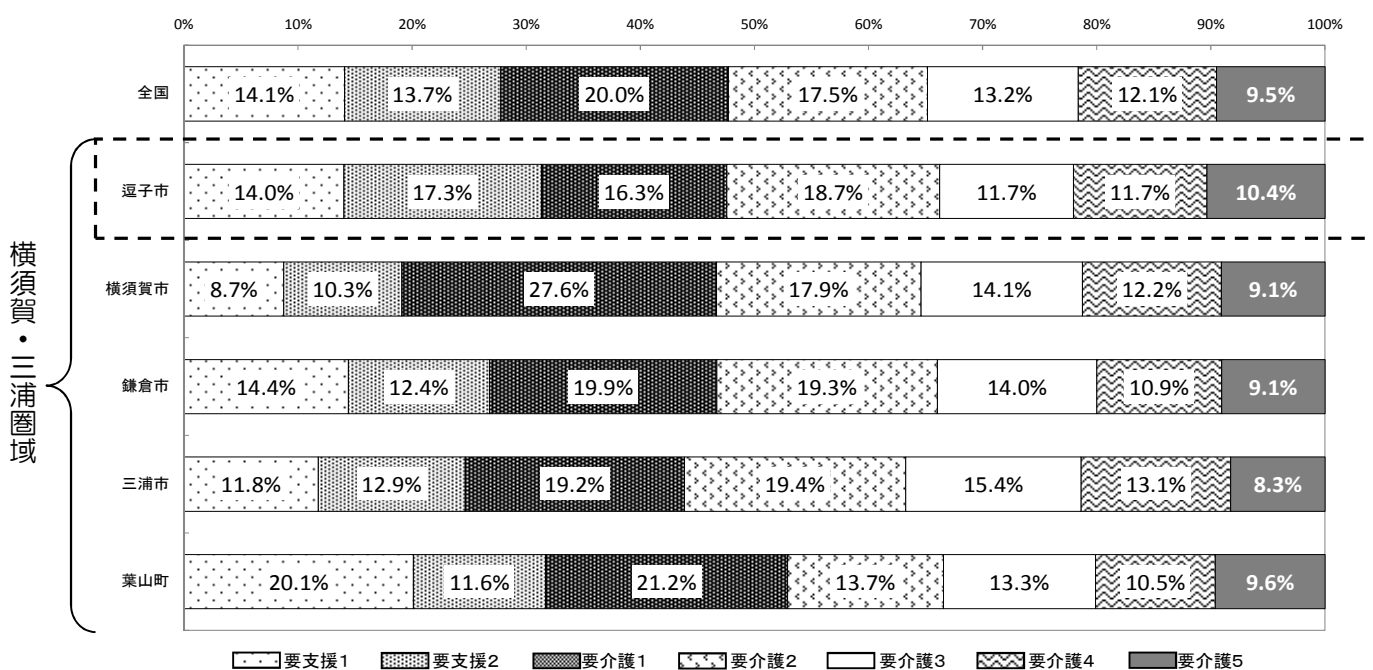
2017（平成29）年4月末現在の第1号被保険者数に占める認定者の割合を比較すると、全国平均（18.0%）を上回り、横須賀・三浦圏域の中で最も高く、鎌倉市が2番目となっています。年齢の内訳では、75歳以上の割合が横須賀・三浦圏域の中では最も高く、18.9%となっています。また、認定者の介護度別構成割合では、横須賀・三浦圏域の中で、要支援1・2を合計した割合が2番目に高くなっています。

●第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合の比較



資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分）

●要介護等認定者の介護度別構成割合の比較



資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分）

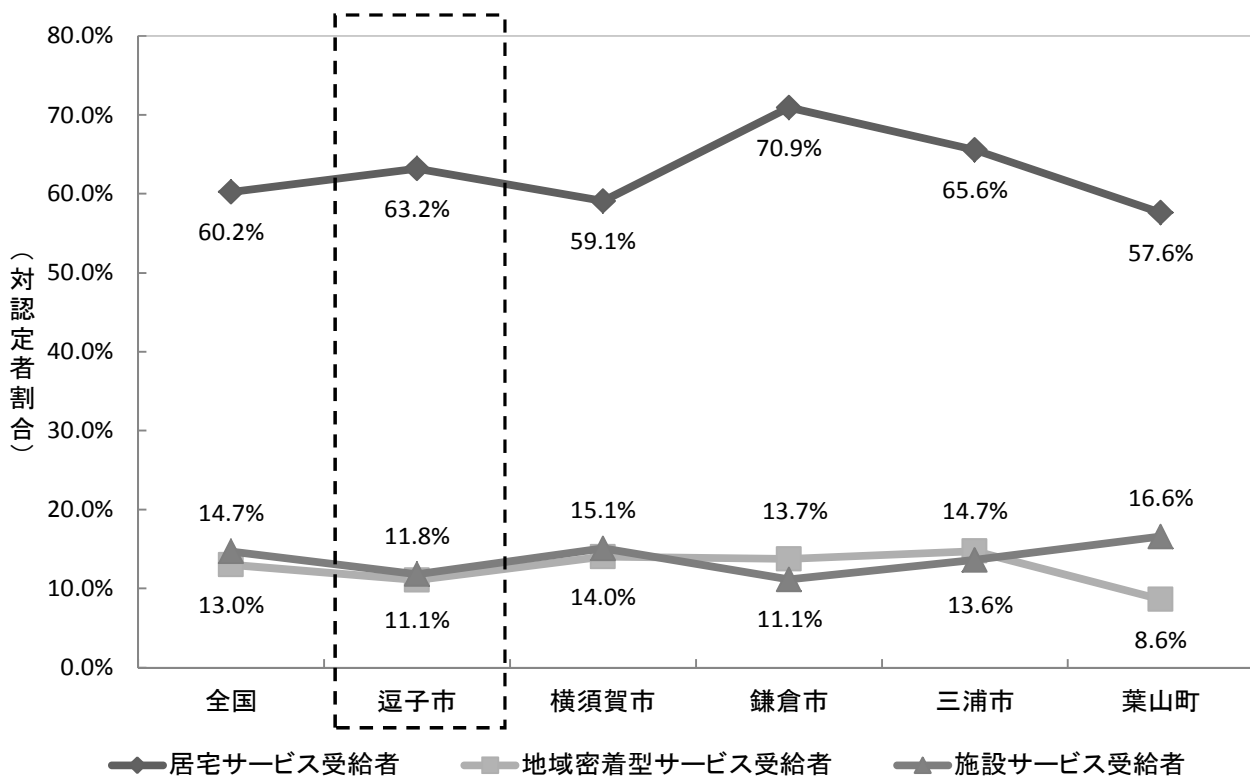
②サービスの受給状況

2017（平成29）年5月利用分におけるサービス受給者割合を比較すると、居宅サービス受給者が63.2%、地域密着型サービス受給者が11.1%、施設サービス受給者が11.8%となっており、横須賀・三浦圏域の中では地域密着型サービス受給者割合が2番目に低くなっています。

次にサービス種別の受給者一人当たり給付費の比較では、施設サービス給付費、地域密着型サービス給付費、居宅サービス給付費の順となっています。地域密着型サービスの受給者一人当たり給付費は、全国平均より低く、圏域内でも3番目に低くなっています。

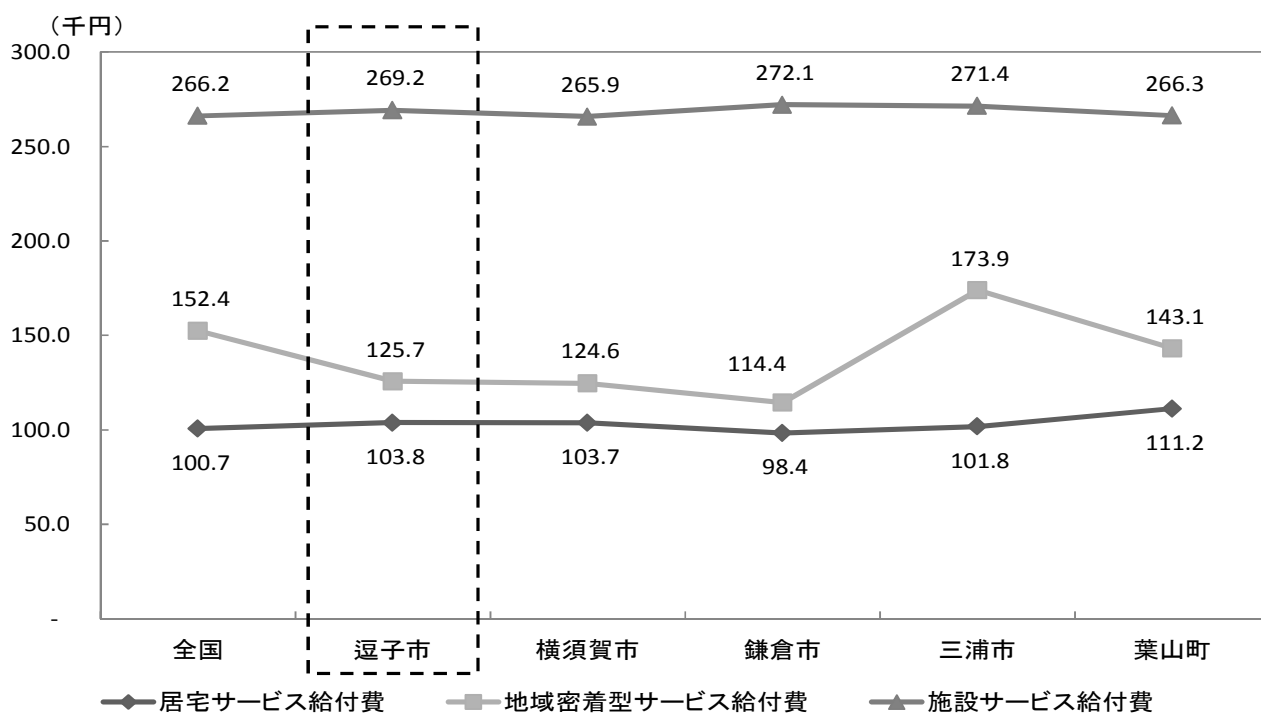
続いて地域密着型サービス種別に見た給付費の構成比の比較では、地域密着型通所介護の割合が全国平均を大きく上回り、横須賀・三浦圏域の中でも最も高くなっています。

●認定者に占めるサービス種別受給者割合の比較



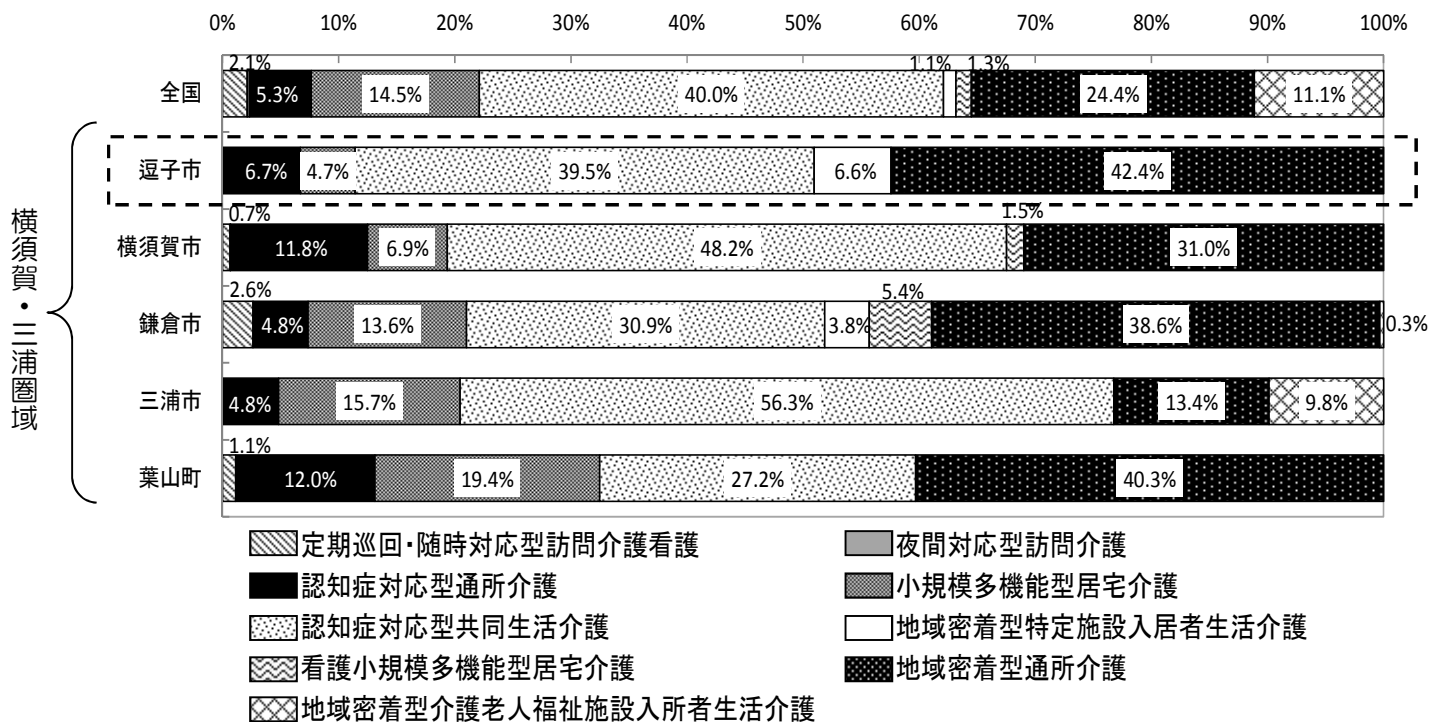
資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分・7月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月利用分の実績

●サービス種別に見た受給者一人当たりの給付費の比較



資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分・7月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月サービス分の実績

●地域密着サービス種別に見た給付費の構成比の比較

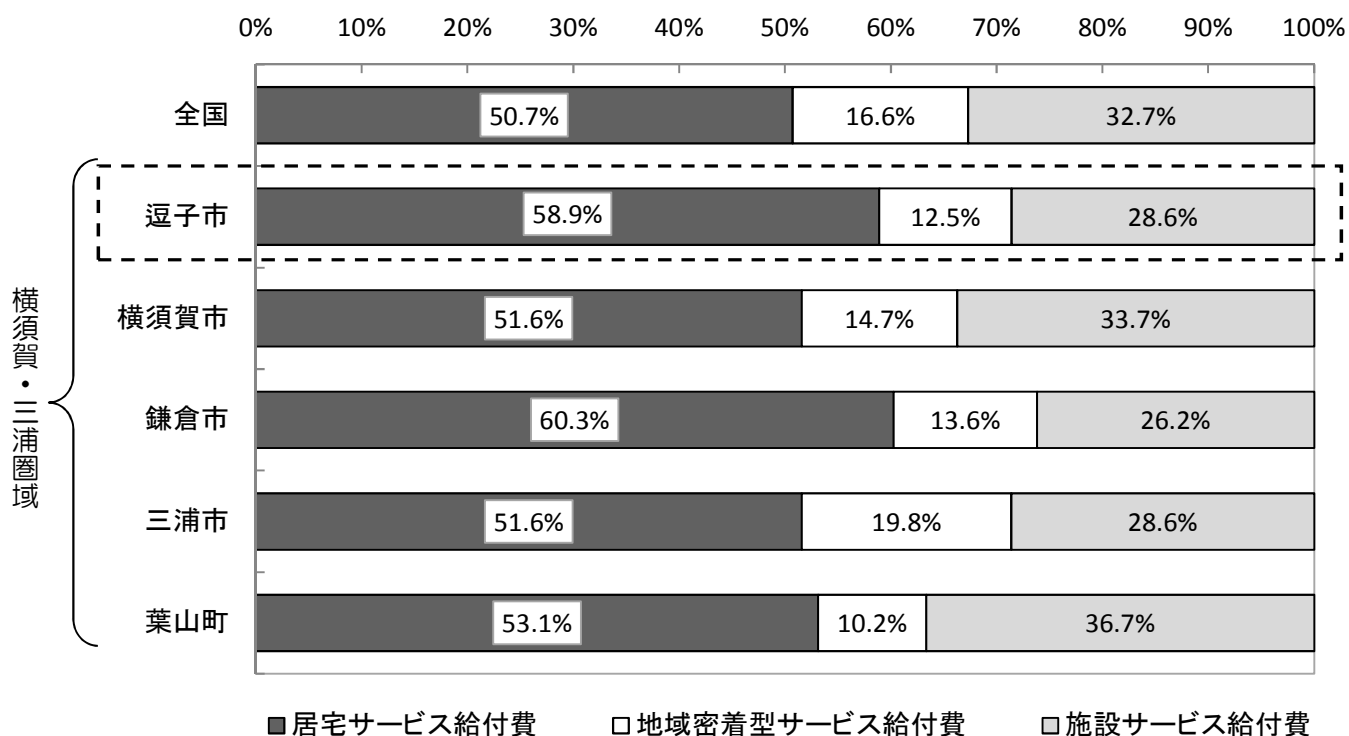


資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分・7月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月サービス分の実績

③サービスの給付費割合

2017（平成29）年5月サービス分におけるサービス別の給付費割合を比較すると、居宅サービスの給付費割合が58.9%と全国平均より高く、横須賀・三浦圏域の中でも鎌倉市の次に高くなっています。

●サービス種別に見た給付費の構成比の比較



資料：介護保険事業状況報告（2017年4月分・7月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月サービス分の実績

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

事業名：介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容	<p>2017年度から、要支援者の全国一律のサービス内容であった訪問介護、通所介護については、介護事業所による既存のサービスに加え、多様な主体によるサービスとしても提供されることになりました。</p> <p>2018年度から2020年度においては、国が示すサービスの類型等を参考に、地域の実情に応じた介護予防の事業と短期集中的な介護予防事業の実施、運営基準を緩和したサービスや住民主体の支援によるサービスを段階的に整備する検討をしていきます。</p>
今後の取り組み	<p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>生活機能の低下のおそれのある高齢者に対し、要介護等の状態となることの予防、悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を目的に、訪問型・通所型サービスに合わせて、短期集中的な介護予防事業（通所型サービスC）を実施します。地域の実情に応じた住民主体による支援（訪問型・通所型サービスB）、基準を緩和したサービス（訪問型・通所型サービスA）の段階的な整備を検討していきます。</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>生きがいや役割を持って生活できる地域を構築し、介護予防を推進するために、65歳以上の高齢者に対し、介護予防に資するアンケートや訪問による調査、「通いの場」による介護予防事業等を、PDCAサイクルで実施していきます。</p>

●総合事業対象者数(2017年10月末現在) (単位:人)

区分	2017年度
対象者数	170

<訪問型サービスの類型>

- 訪問型サービスは、旧介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、人員等を緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援を段階的に実施する。

基準	旧介護予防訪問介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	訪問介護員による 身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支援がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)
基準	逗子市が定めた基準	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者(例)	訪問介護員	主に雇用労働者	ボランティア主体

<通所型サービスの類型>

- 通所型サービスは、旧介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、人員等を緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援を段階的に実施する。

基準	旧介護予防通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動等 自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	・既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ・多様なサービスの利用が難しいケース ・集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	逗子市が定めた基準	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護の介護職員	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職

1-2 高齢者の生活実態

(1) 日常生活圏域ニーズ調査結果

①調査対象及び方法

種 別	調査対象及び抽出方法
日常生活圏域 ニーズ調査	2017（平成 29）年現在、市内に住所を持ち、市内にお住いの 65 歳以上の方（要支援・要介護認定を受けている方を除く）
期 間	2017（平成 29）年 7 月 20 日～ 8 月 14 日

②回答者の属性

●回収結果

単位：人

性別	調査対象者数	有効回収数	有効回収率(%)
男性	2,282	1,695	74.3
女性	2,704	2,069	76.5
総 数	4,986	3,764	75.5

●認定・該当状況

単位：人

性別	非該当者	該当者	不明	要支援者	総数
男性	74.3% 1,260	23.4% 397	1.2% 21	1.0% 17	100.0% 1,695
女性	65.5% 1,355	29.5% 610	2.2% 46	2.8% 58	100.0% 2,069
総数	69.5% 2,615	26.8% 1,007	1.8% 67	2.0% 75	100.0% 3,764

●圏域

単位：人

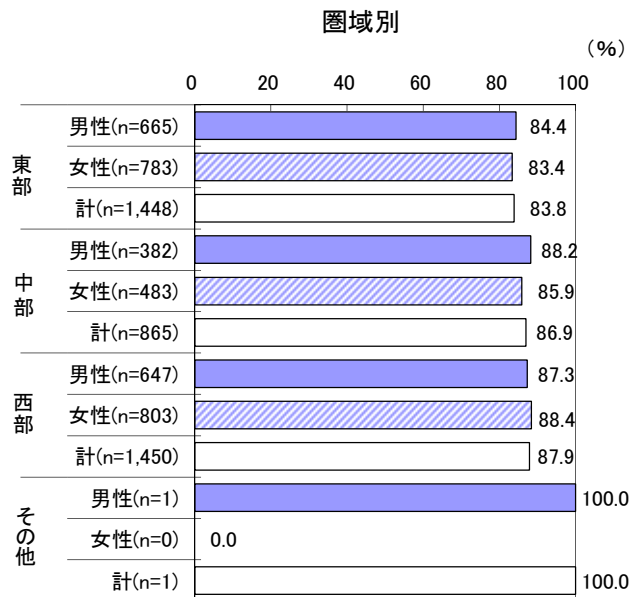
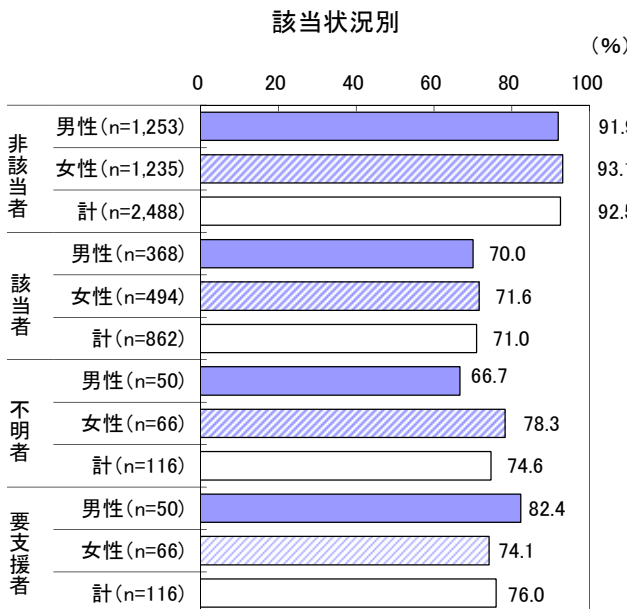
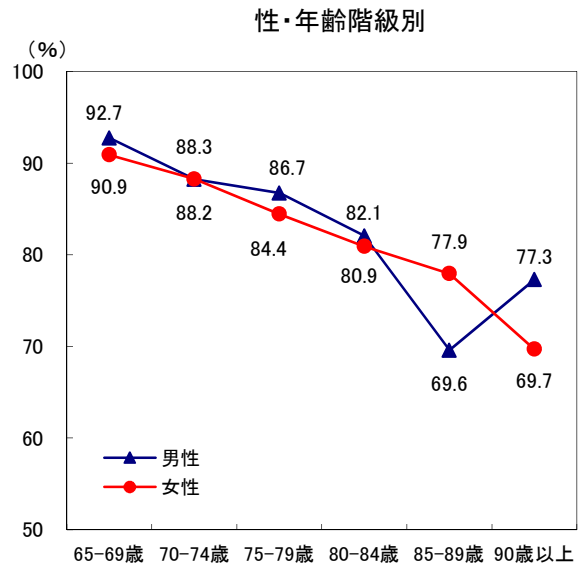
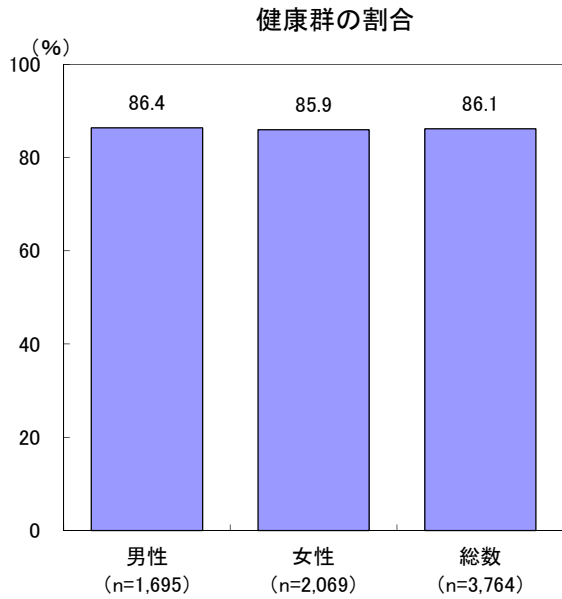
性別	東部	中部	西部	その他	総数
男性	39.2% 665	22.5% 382	38.2% 647	0.1% 1	100.0% 1,695
女性	37.8% 783	23.3% 483	38.8% 803	0.0% 0	100.0% 2,069
総数	38.5% 1,448	23.0% 865	38.5% 1,450	0.0% 1	100.0% 3,764

※2017 年 8 月時点の圏域

③健康・生活習慣

●主観的健康感－健康群の割合

年齢別では、年齢が高いほど健康群の割合が低くなる傾向が見られます。
 該当状況別に見ると、男女ともに非該当者で健康群の割合が高くなっています。
 圏域別では、東部圏域が83.8%と比較的低くなっています。



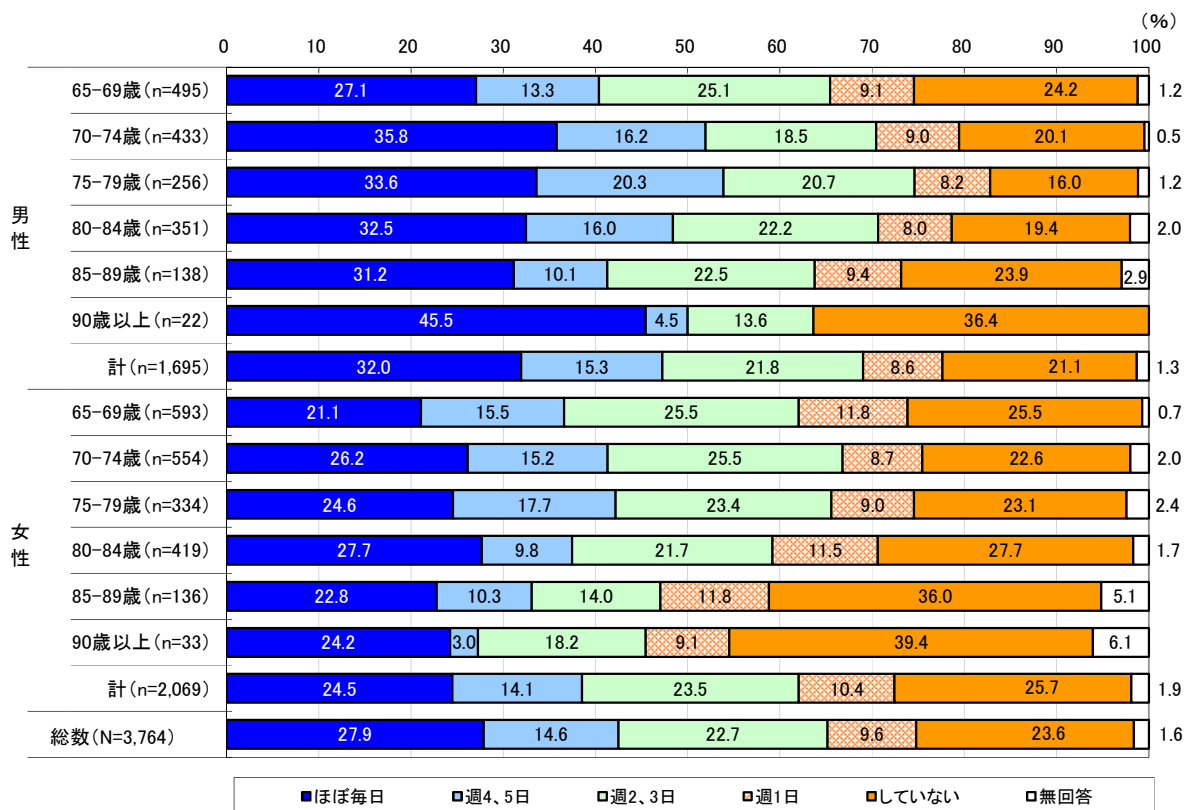
資料：2017年度日常生活圏域ニーズ調査結果

●運動習慣一性・年齢階級別、該当状況別

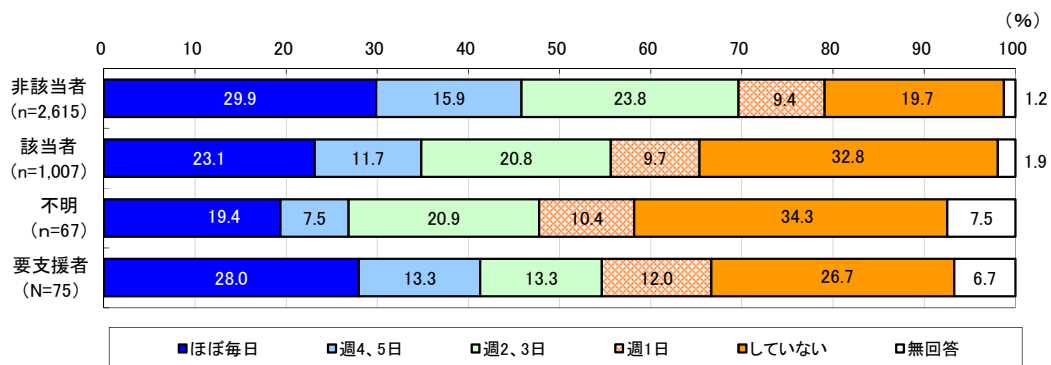
習慣として運動を「していない」との回答は、全体で23.6%（男性21.1%、女性25.7%）となっており、年齢とともにその割合が高くなっています。

該当状況別に見ると、不明者を除くと、該当者でその割合が32.8%と最も高くなっています。

問10 Q14. 習慣として運動(散歩などを含む)をしていますか



問10 Q14. 習慣として運動(散歩などを含む)をしていますか



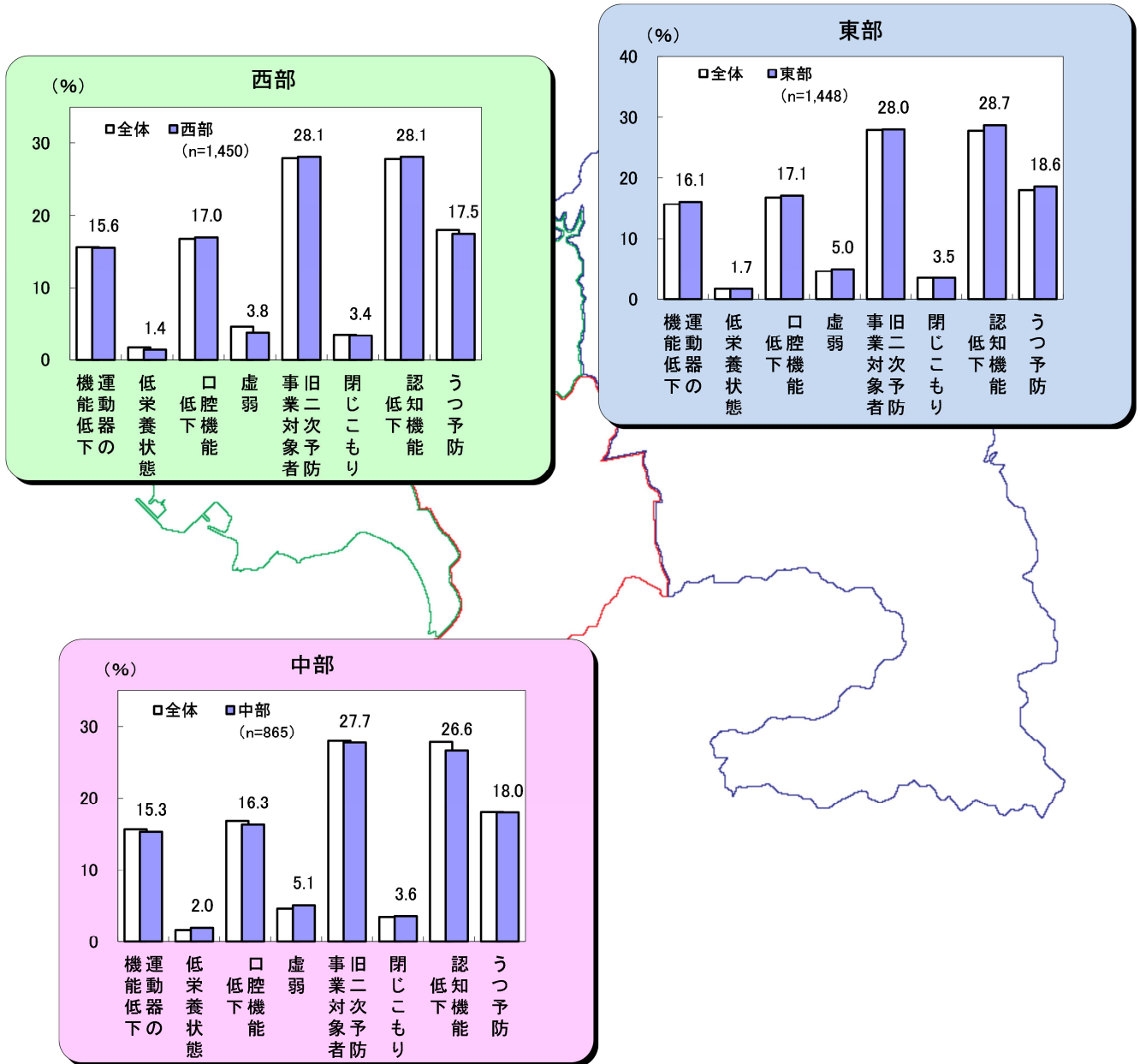
資料：2017年度日常生活圏域ニーズ調査結果

④圏域別の概況

●リスク該当者割合

各圏域別にリスク該当者割合の状況についてまとめると、下図のとおりとなります。

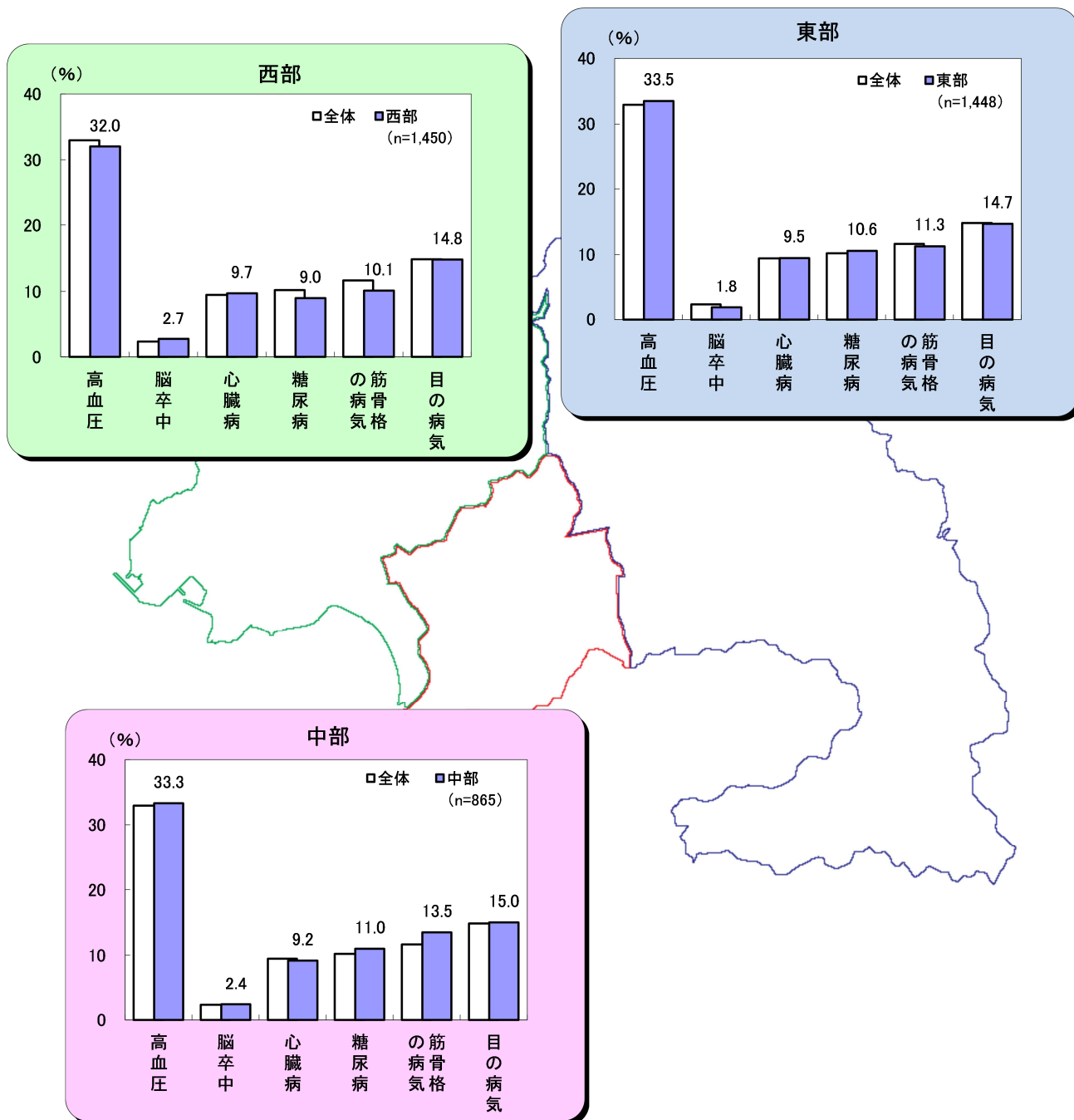
東部圏域は、該当者が少ない低栄養以外の全項目で市全体の平均を上回っている一方、中部圏域では、運動器、口腔、旧二次予防、認知機能低下で市全体の平均を下回っています。



資料：2017年度日常生活圏域ニーズ調査結果

●疾病の状況(有病率)

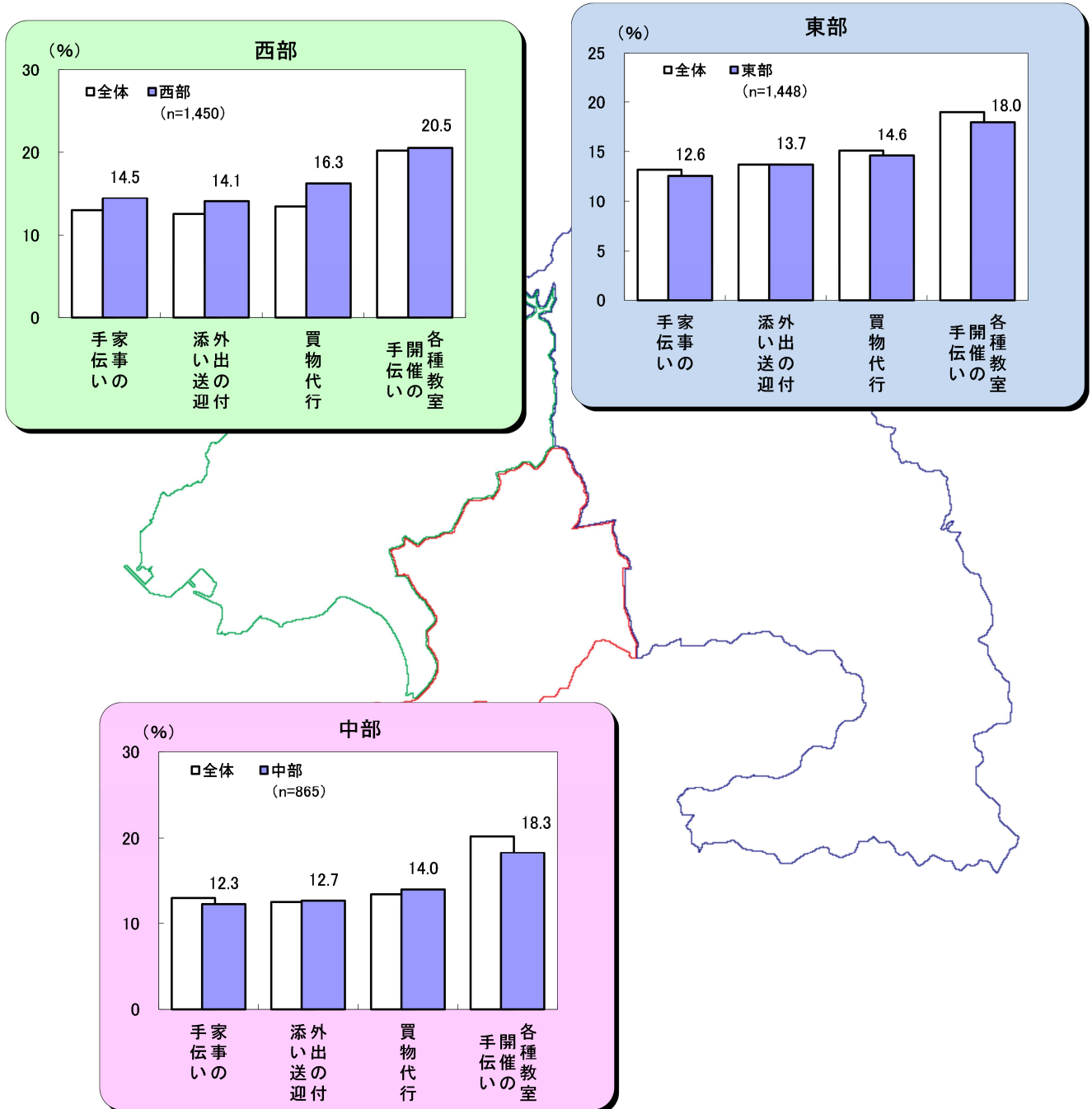
各圏域別に疾病の状況についてまとめると、高血圧は東部圏域で比較的有病率が高くなって
いる一方、筋骨格の病気は中部圏域で有病率が他の圏域より高くなっています。



資料：2017年度日常生活圏域ニーズ調査結果

●支援活動への参加意向

各種支援活動への参加意向について、「条件が整えば参加可能」との回答割合を各圏域別に見ると、西部圏域では、全項目で市全体の平均を上回っています。各種教室開催の手伝いについては東部圏域、中部圏域で、「条件が整えば参加可能」との回答割合が比較的低くなっています。



資料：2017年度日常生活圏域ニーズ調査結果

(2) 要介護認定者等実態調査

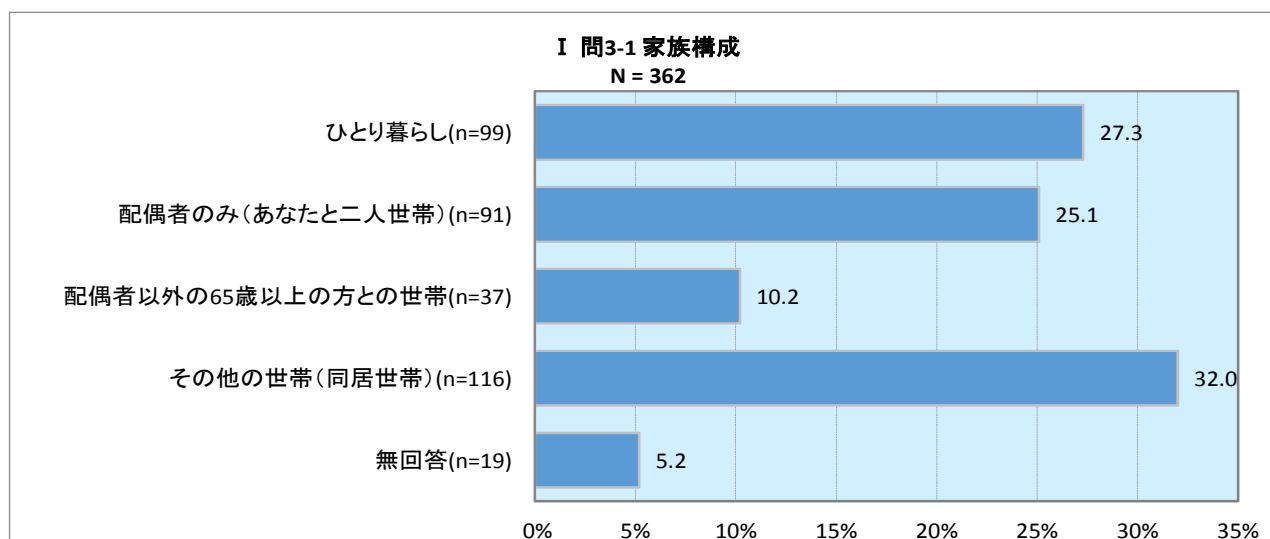
①調査対象及び方法

種 別	調査対象及び抽出方法
要介護認定者等	2016(平成28)年11月1日現在で要支援・要介護認定を受けている方から要介護(支援)度別、層化比例・無作為法により抽出
介護者	要介護認定者等個別調査票を送付した方の介護者
サービス提供事業所	【逗子市】 すべての介護保険事業所(ただし、居宅療養管理指導のみ提供している事業所は除く) 【鎌倉市、横須賀市、葉山町、金沢区】 2016(平成28)年7月から9月までに給付実績のある事業所
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	【逗子市、鎌倉市、横須賀市、葉山町、金沢区】 居宅：逗子市介護保険被保険者の担当をしているケアマネジャー 施設：逗子市介護保険被保険者が入所している施設のケアマネジャー
期 間	2016(平成28)年11月25日～12月20日

②家族関係について

●回答者の家族構成

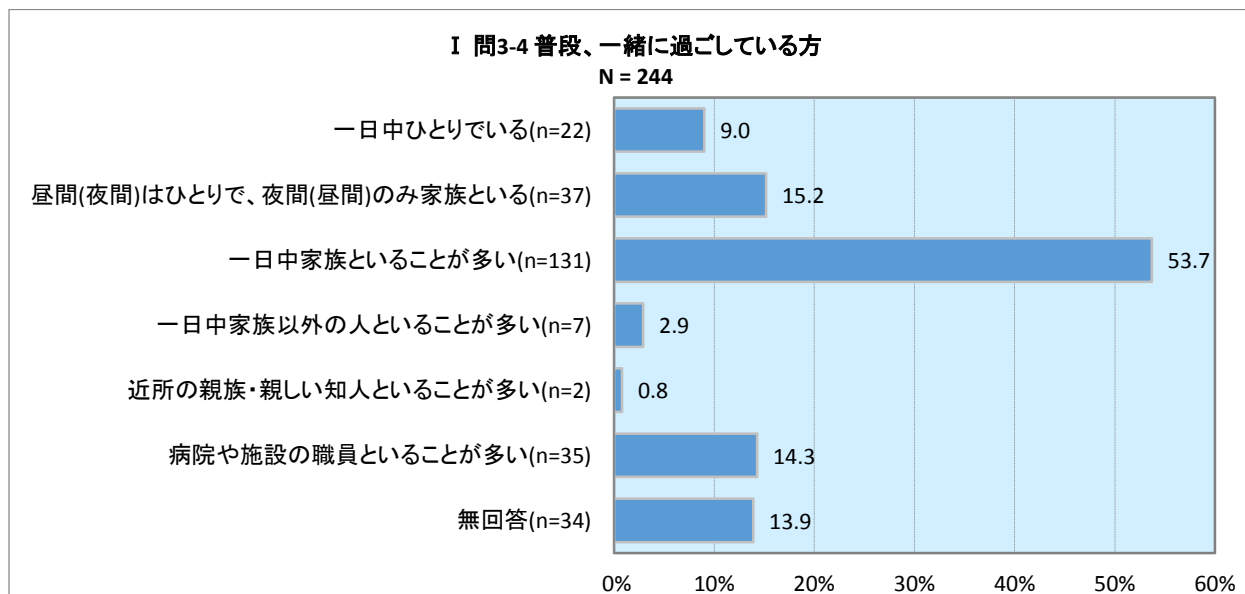
「その他の世帯(同居世帯)」が最多で32.0%(116件)、次に「ひとり暮らし」が27.3%(99件)、「配偶者のみ(あなたと二人世帯)」が25.1%(91件)となっています。



資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

●普段、一緒に過ごしている相手

「一日中家族といることが多い」が最多で53.7%（131件）、次に「昼間(夜間)はひとりで、夜間(昼間)のみ家族といる」が15.2%（37件）、「病院や施設の職員といることが多い」が14.3%（35件）となっています。

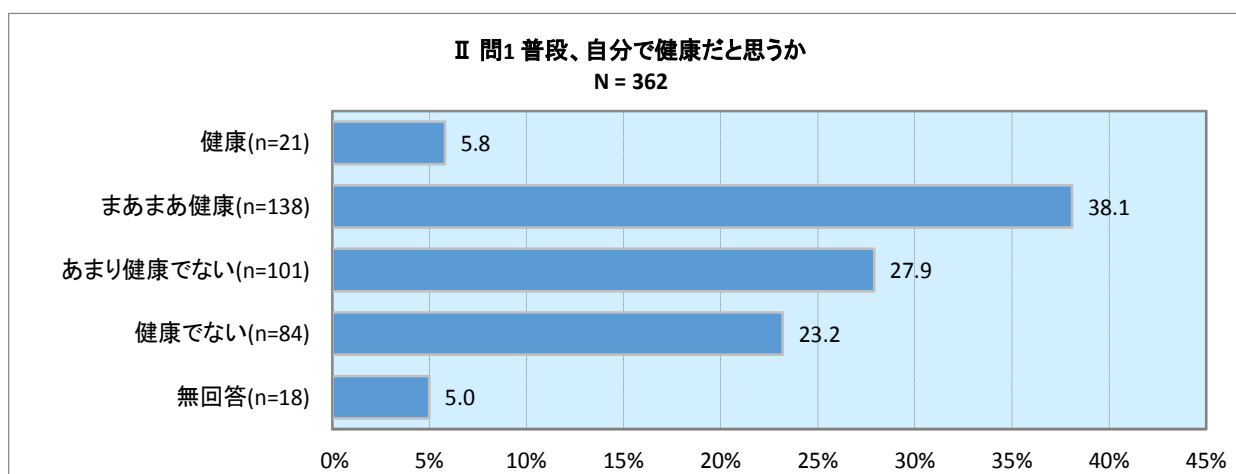


資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

③健康づくりについて

●主観的健康状態

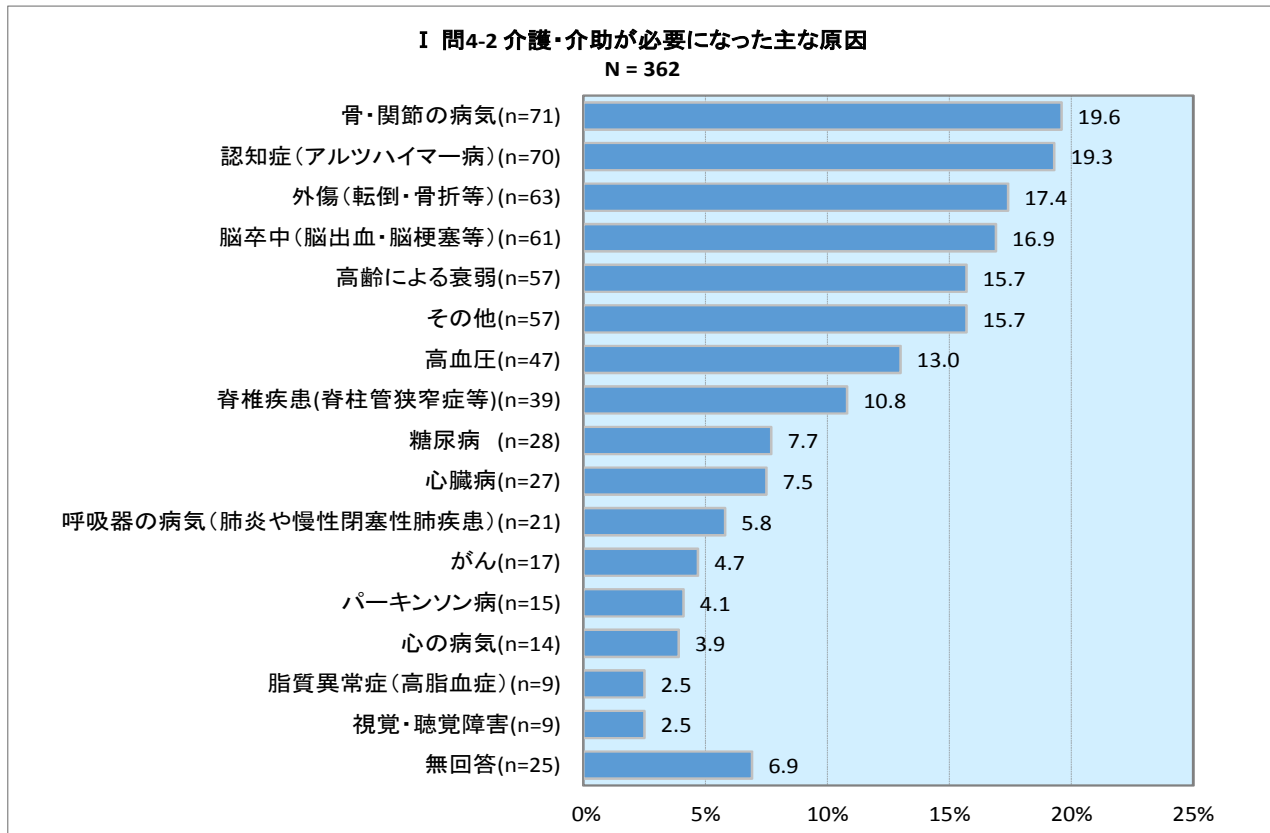
「まあまあ健康」が最多で38.1%（138件）、次に「あまり健康でない」が27.9%（101件）、「健康でない」が23.2%（84件）となっています。



資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

●介護・介助が必要になった主な原因

「骨・関節の病気」が最多で19.6%（71件）、次に「認知症（アルツハイマー病）」が19.3%（70件）、「外傷（転倒・骨折等）」が17.4%（63件）となっています。

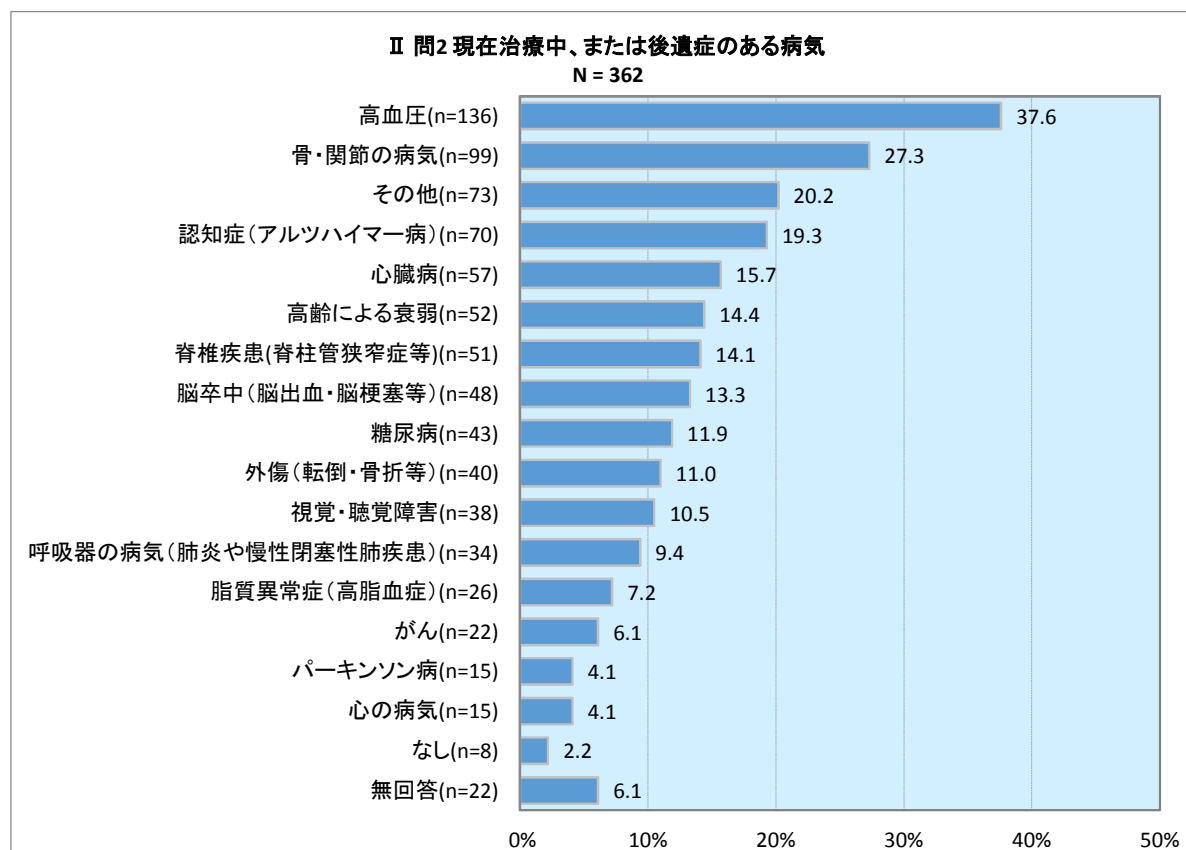


資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

④病気の状況について

●現在治療中、または後遺症のある病気

「高血圧」が最多で37.6%（136件）、次に「骨・関節の病気」が27.3%（99件）、「その他」が20.2%（73件）となっています。

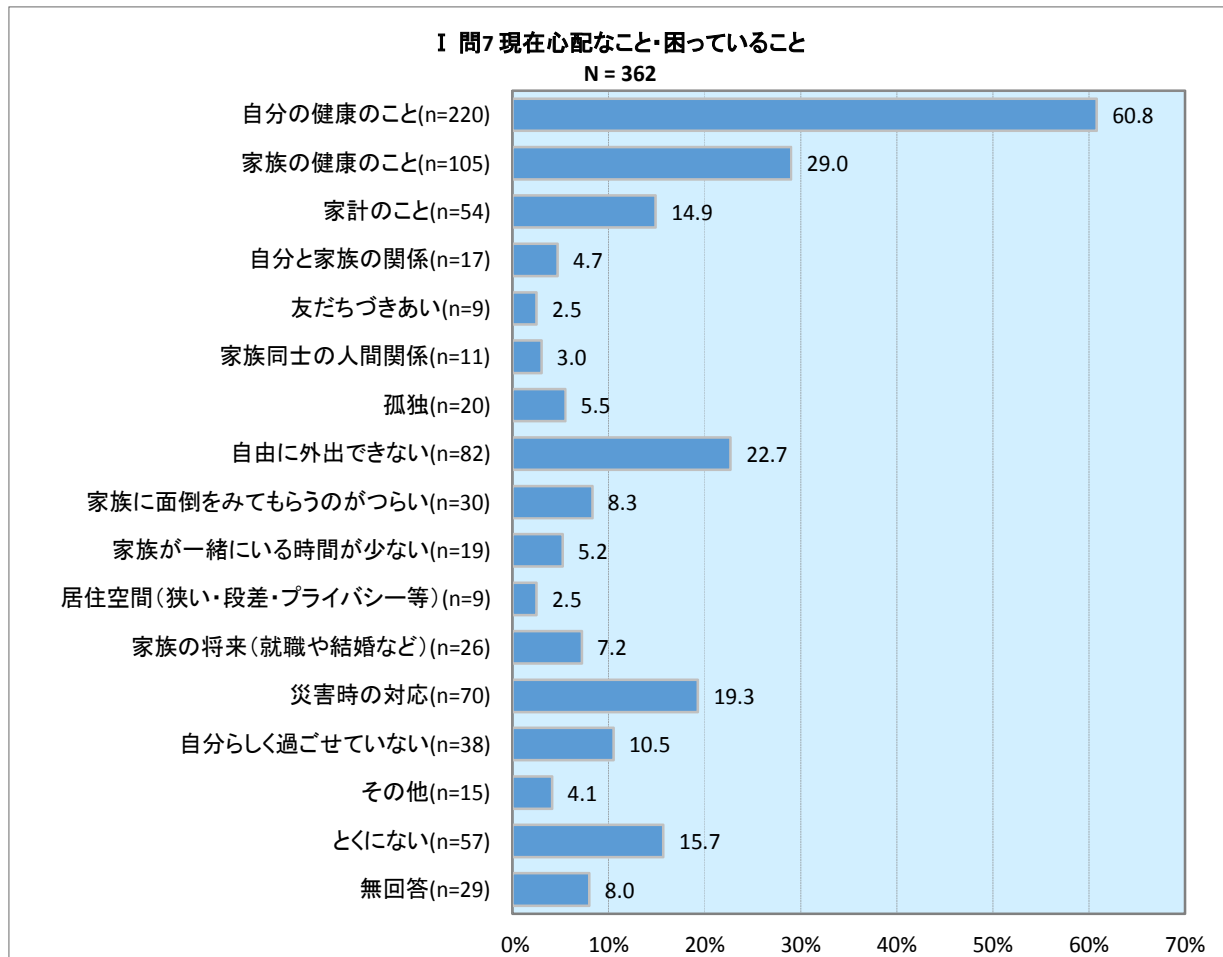


資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

⑤日常生活について

●現在心配なこと・困っていること

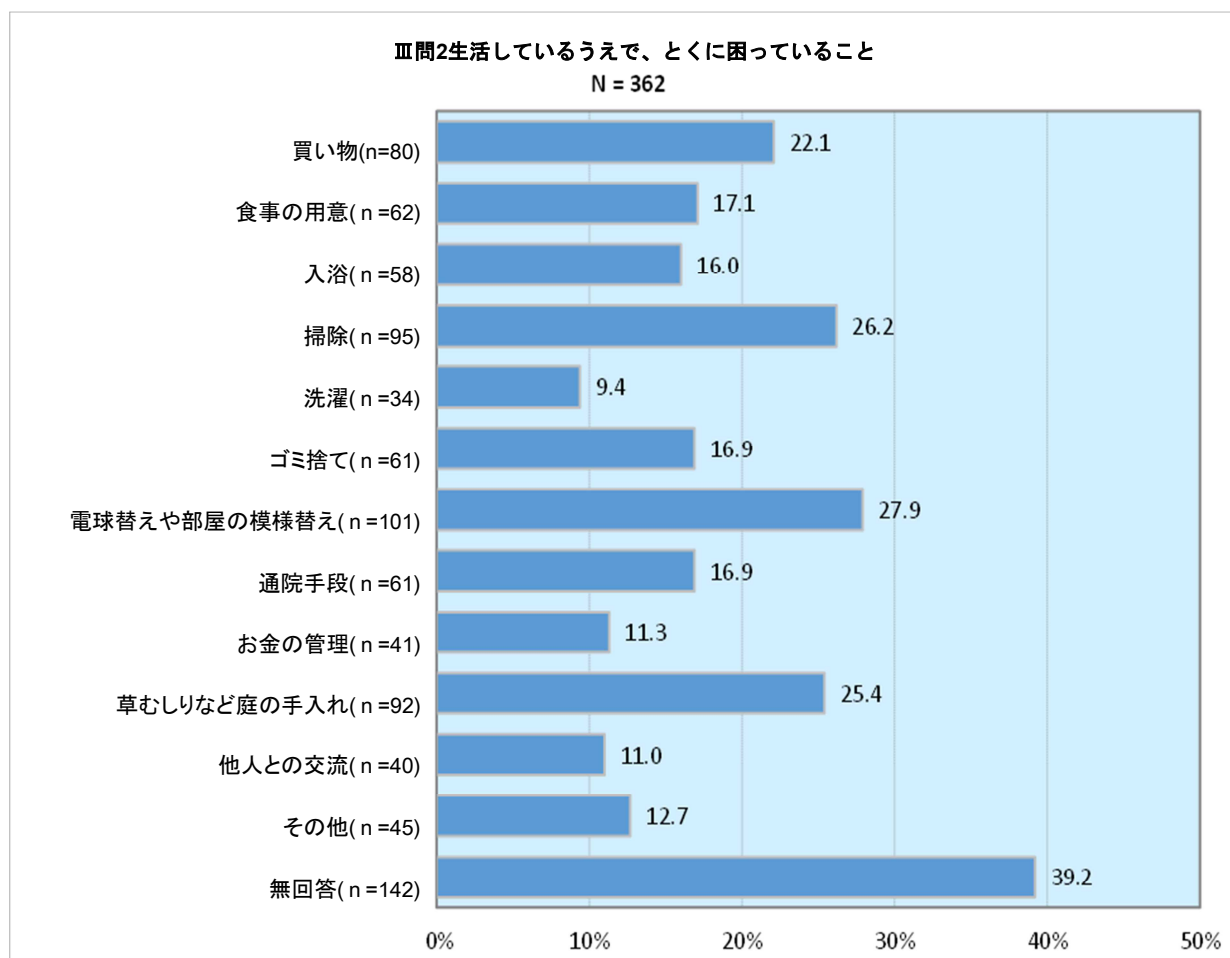
「自分の健康のこと」が最多で60.8%（220件）、次に「家族の健康のこと」が29.0%（105件）、「自由に外出できない」が22.7%（82件）となっています。



資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

●生活しているうえで、とくに困っていること

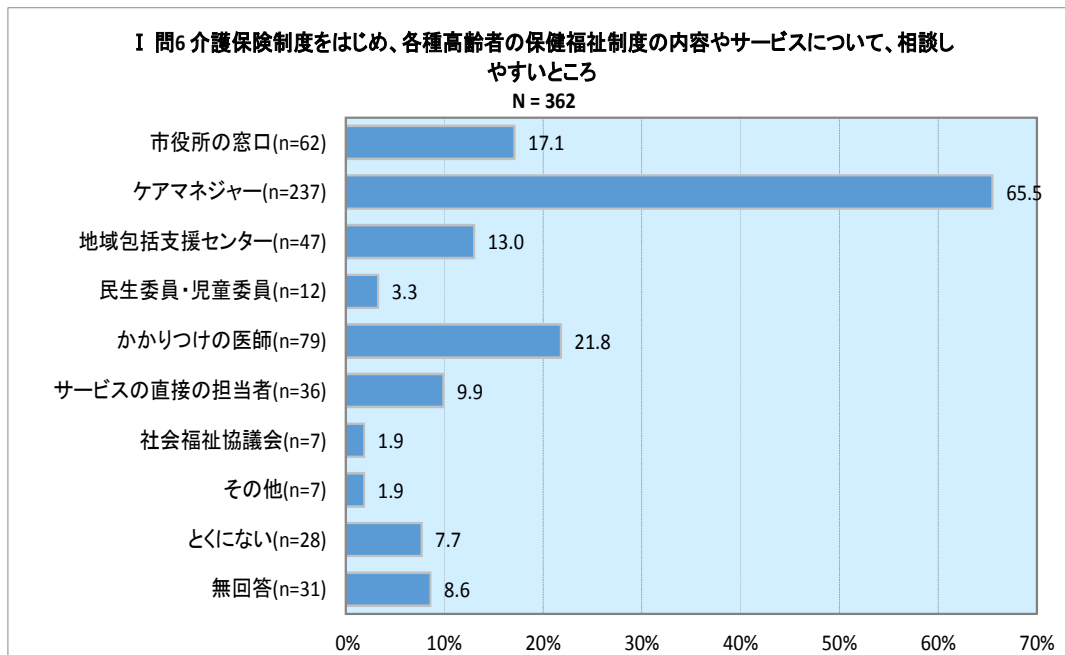
「電球替えや部屋の模様替え」が最多で27.9%（101件）、次に「掃除」が26.2%（95件）、
「草むしりなど庭の手入れ」が25.4%（92件）となっています。



資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

●高齢者の保健福祉制度の内容やサービスについて、相談しやすいところ

「ケアマネジャー」が最多で65.5%（237件）、次に「かかりつけの医師」が21.8%（79件）、
「市役所の窓口」が17.1%（62件）となっています。

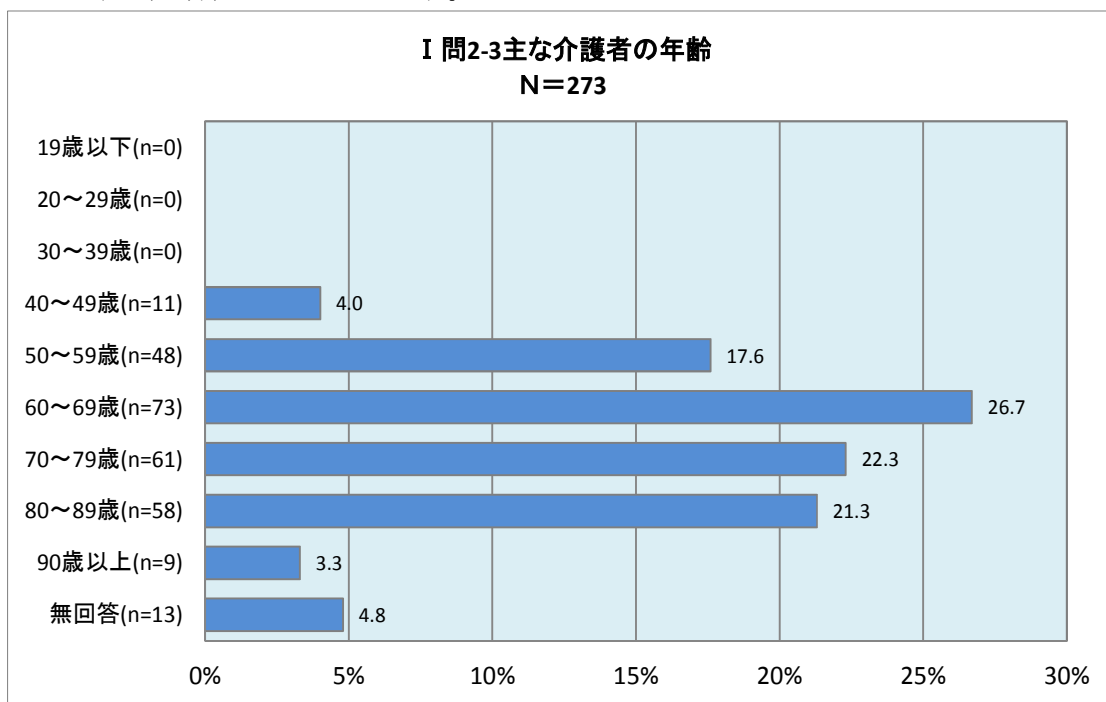


資料：介護者調査 2016年11月実施

⑥介護者の状況について

●主な介護者の年齢

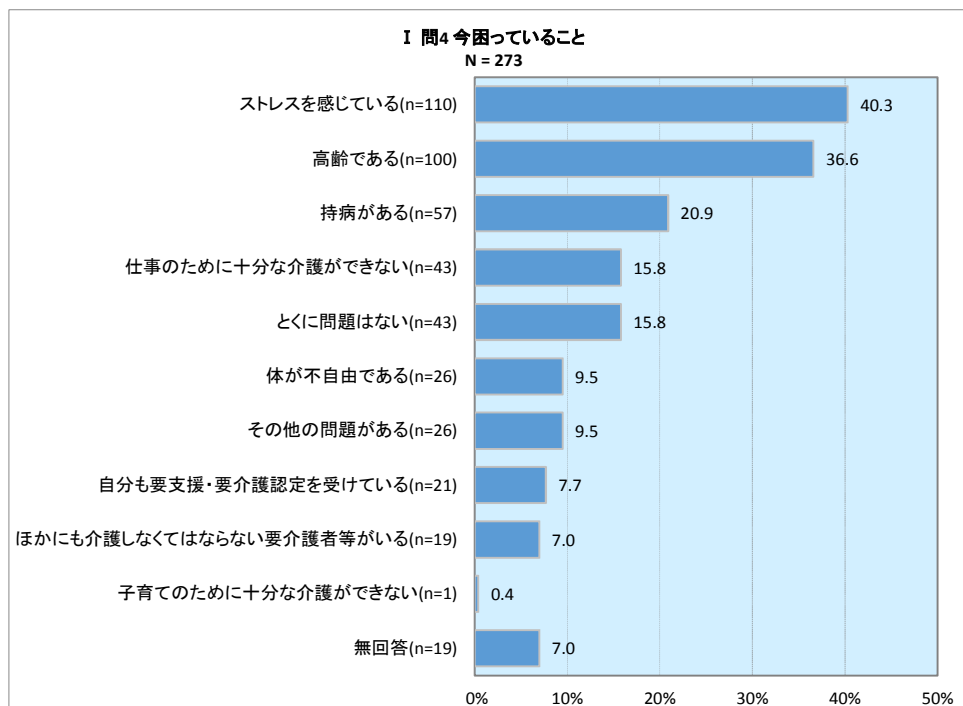
「60～69歳」が最多で26.7%（73件）、次に「70～79歳」が22.3%（61件）、
「80～89歳」が21.3%（58件）となっています。



資料：介護者調査 2016年11月実施

●主な介護者の今困っていること

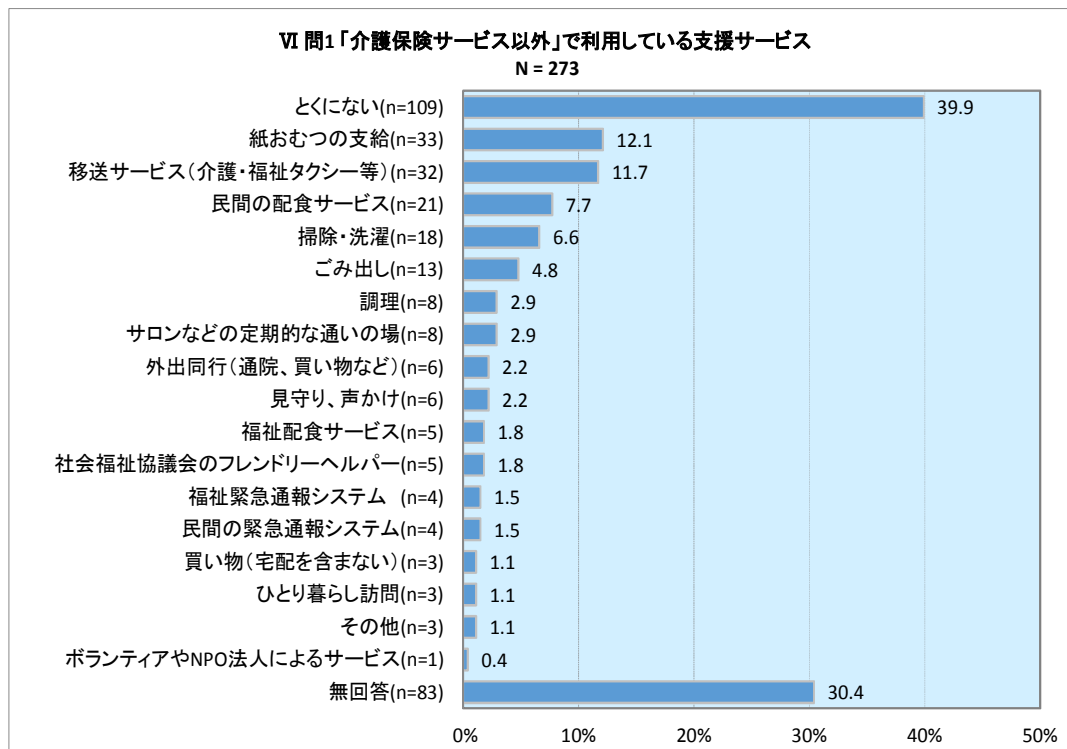
「ストレスを感じている」が最多で40.3%（110件）、次に「高齢である」が36.6%（100件）、「持病がある」が20.9%（57件）となっています。



資料：要介護認定調査 2016年11月実施

●「介護保険サービス以外」で利用している支援サービス

「とくにない」が最多で39.9%（109件）、次に「紙おむつの支給」が12.1%（33件）となっています。

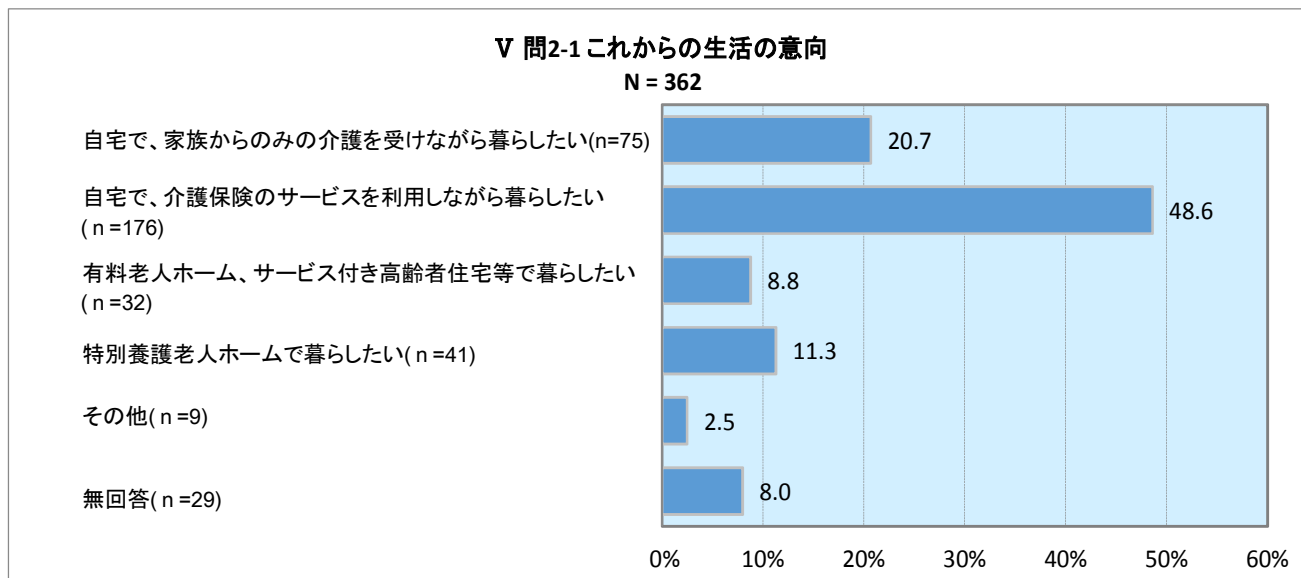


資料：介護者調査 2016年11月実施

⑦多様な住まいについて

●これからの生活の意向

「自宅で、介護保険のサービスを利用しながら暮らしたい」が最多で48.6%（176件）、次に「自宅で、家族からのみの介護を受けながら暮らしたい」が20.7%（75件）、「特別養護老人ホームで暮らしたい」が11.3%（41件）となっています。

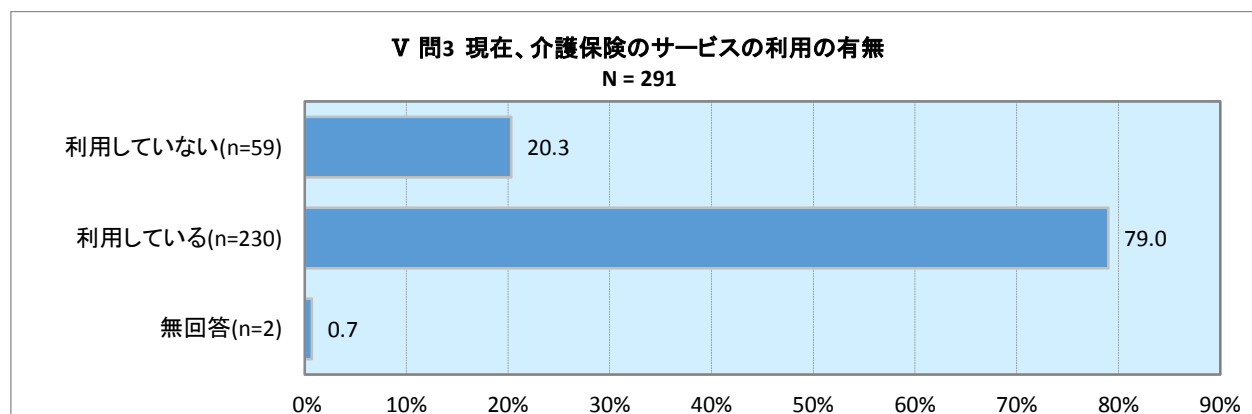


資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

⑧介護保険サービスについて

●介護保険のサービスの利用の有無

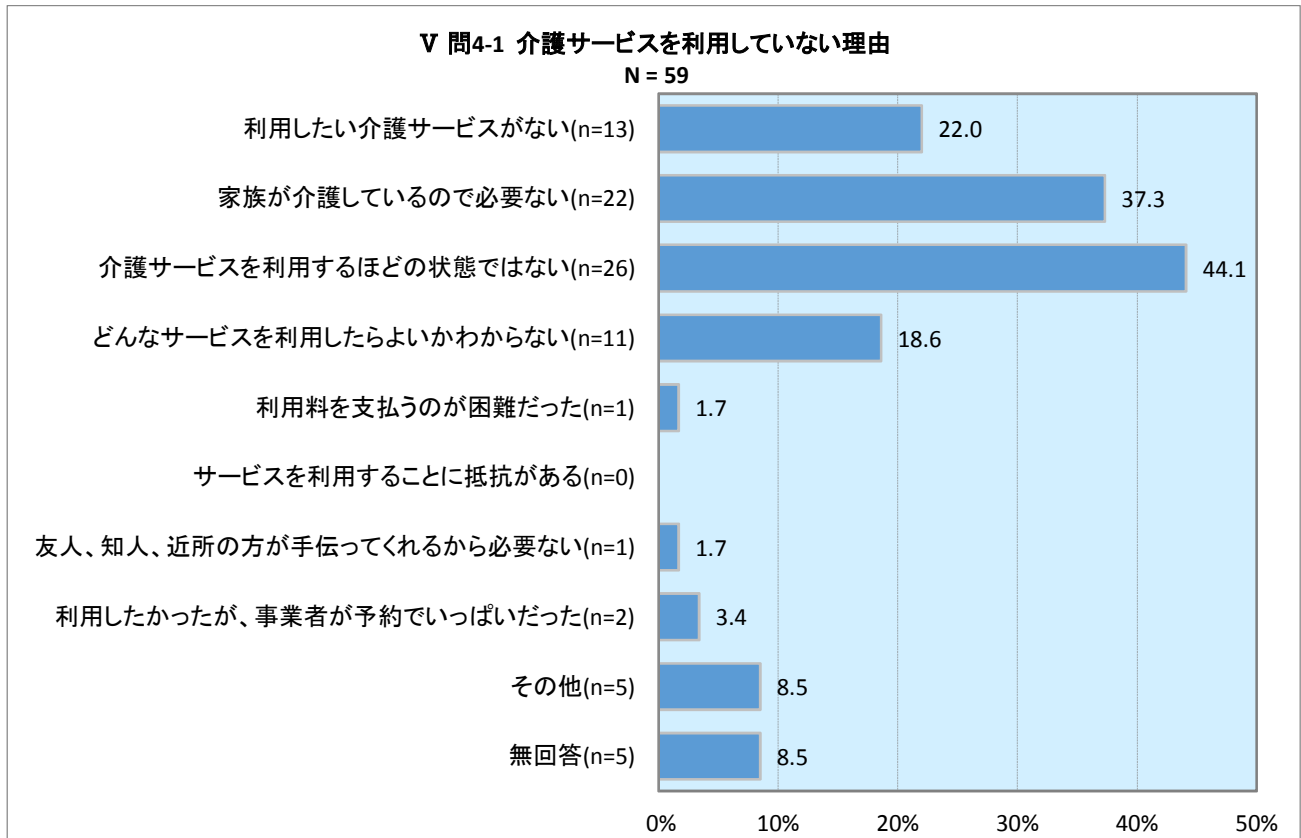
「利用している」が79.0%（230件）、「利用していない」が20.3%（59件）となっています。



資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

●介護サービスを利用していない理由

「介護サービスを利用するほどの状態ではない」が最多で44.1%（26件）、次に「家族が介護しているので必要ない」が37.3%（22件）、「利用したい介護サービスがない」が22.0%（13件）となっています。



資料：要介護認定者等調査 2016年11月実施

(3) 在宅介護実態調査

①調査対象及び方法

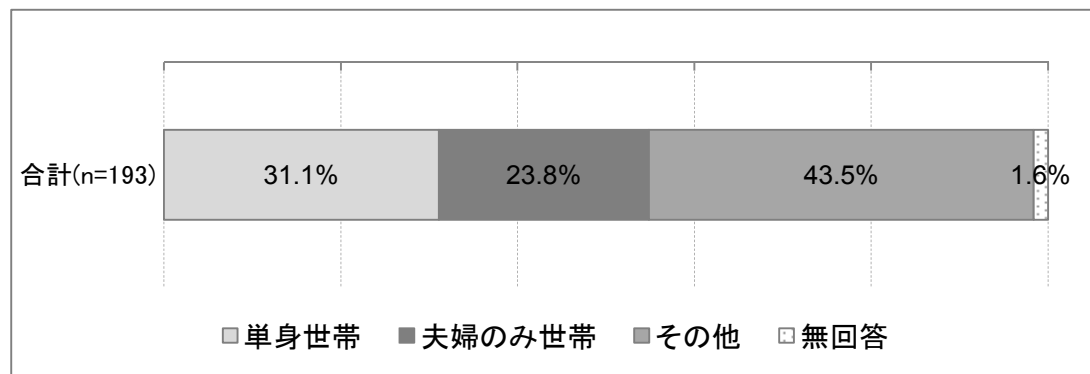
種 別	調査対象及び抽出方法
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護者のうち、調査期間に「要支援・要介護認定の更新申請又は区分変更申請」を行った方で、市認定調査員による認定調査を受けた方から抽出（医療機関入院者・施設入所者を除く）
期 間	2016（平成28）年12月16日～2017（平成29）年3月31日

②基本調査項目

●世帯類型

「単身世帯」が31.1%、「夫婦のみ世帯」が23.8%となっています。

設問：世帯類型（単数回答）

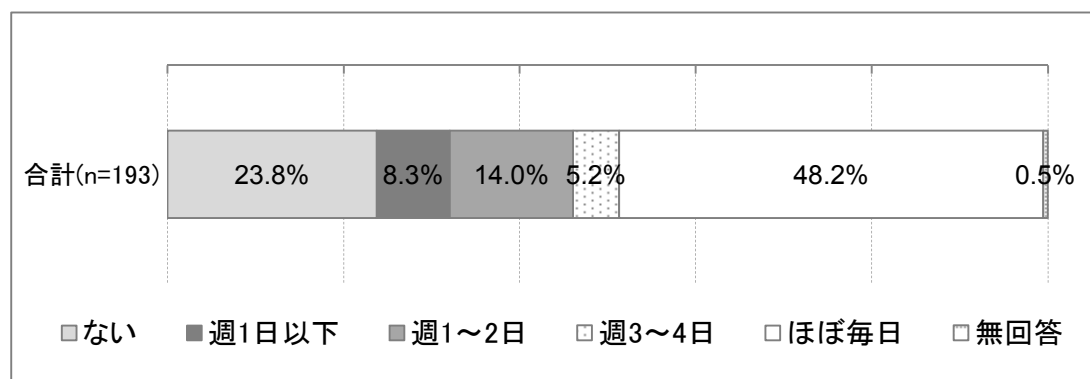


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日」が48.2%で最も多くなっています。一方「ない」は23.8%となっています。

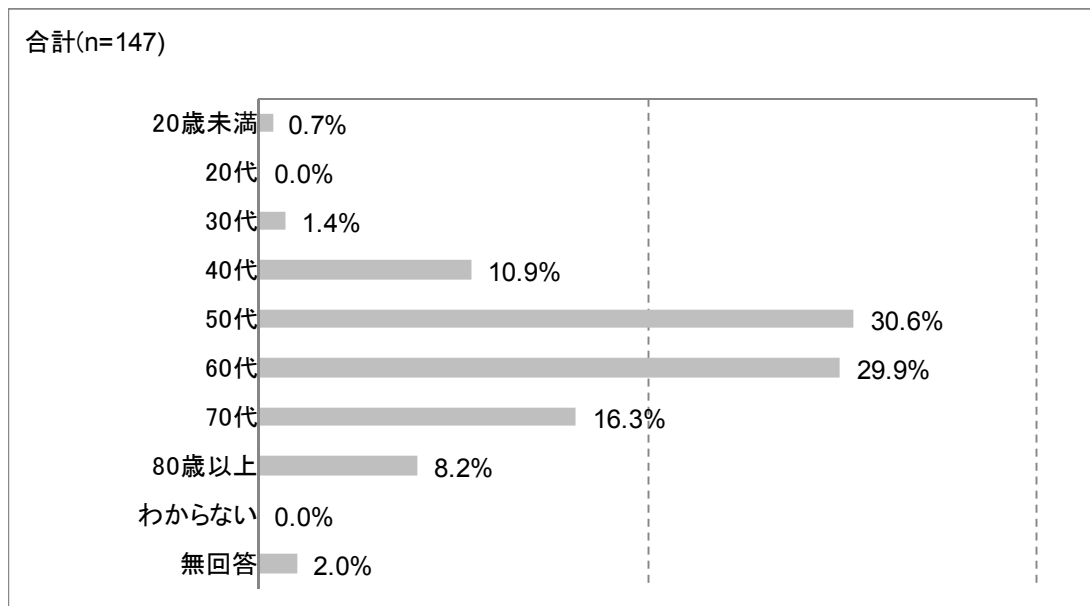
設問：家族等による介護の頻度（単数回答）



資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●主な介護者の年齢

「50代」が30.6%で最も多く、次に「60代」(29.9%)と続きます。60代以上で5割を超えます。

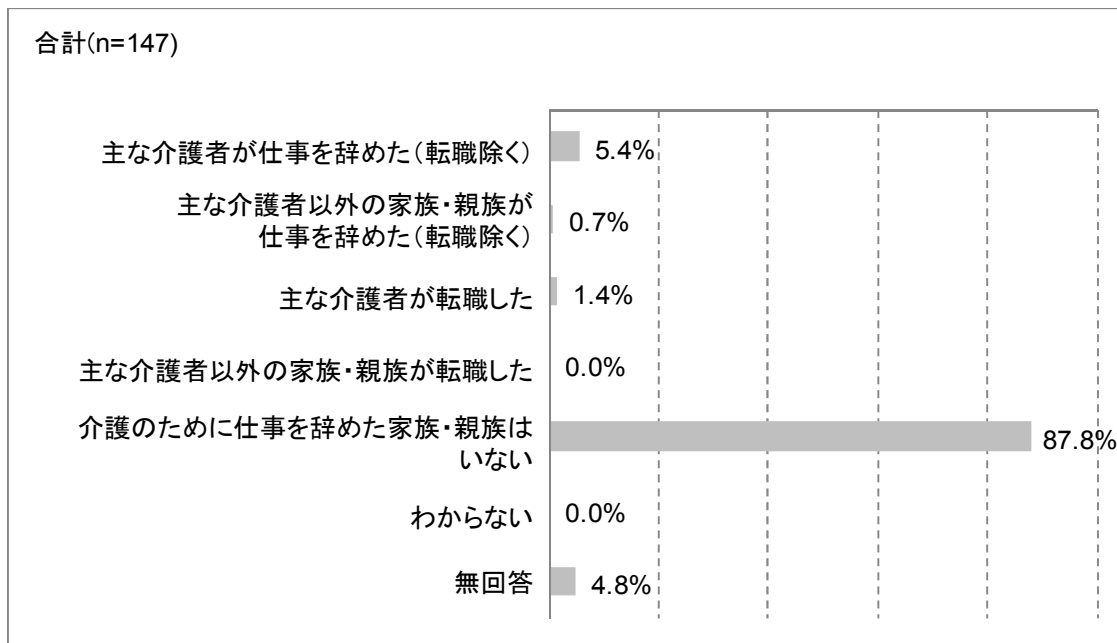


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が87.8%で最も多くなっています。また「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」は5.4%となっています。

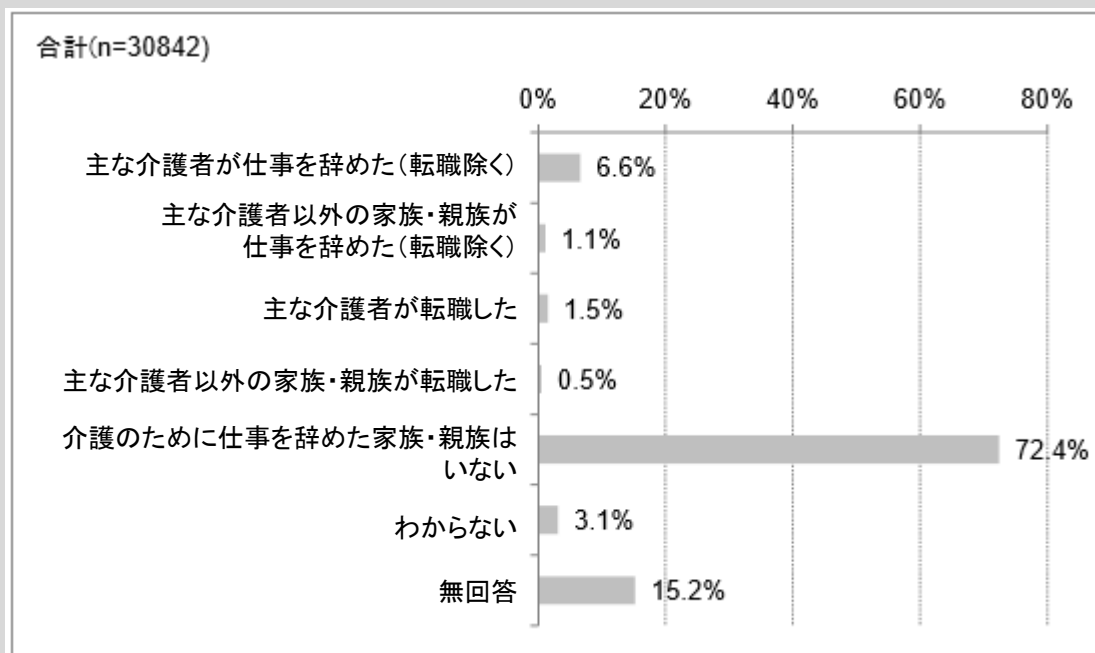
設問：介護のための離職の有無（複数回答） 逗子市



資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

【参考】介護のための離職の有無（複数回答）人口規模別集計との比較

(人口規模：5万人以上10万人未満)



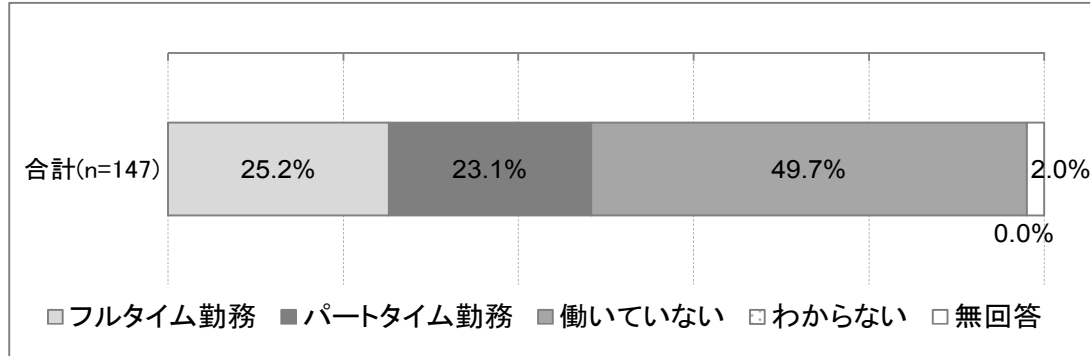
資料：厚生労働省 在宅介護実態調査の全国集計値

③介護者用の調査項目

●主な介護者の勤務形態

「フルタイム勤務」は25.2%、「パートタイム勤務」が23.1%、「働いていない」が49.7%となっています。

設問：主な介護者の勤務形態（単数回答）

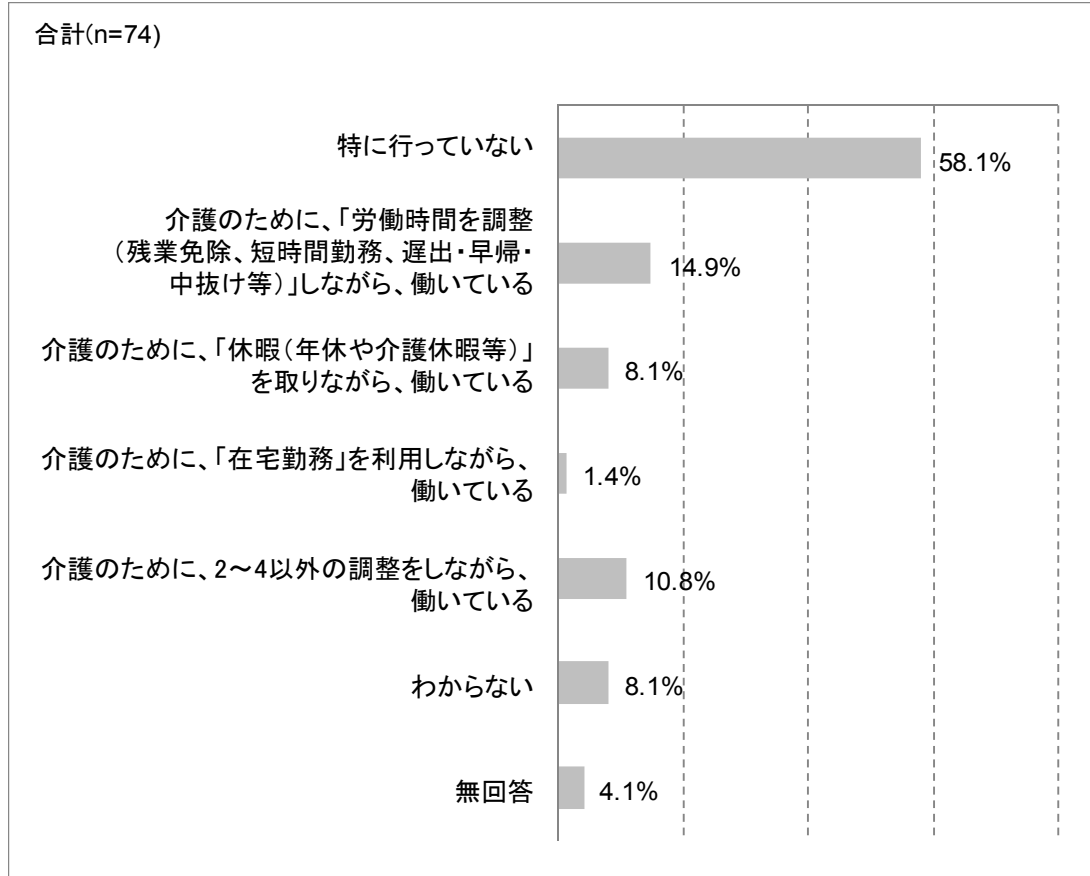


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●主な介護者の方の働き方の調整の状況

「特に行っていない」が58.1%で最も多く、次に「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間労働、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が14.9%と続きます。

設問：主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）

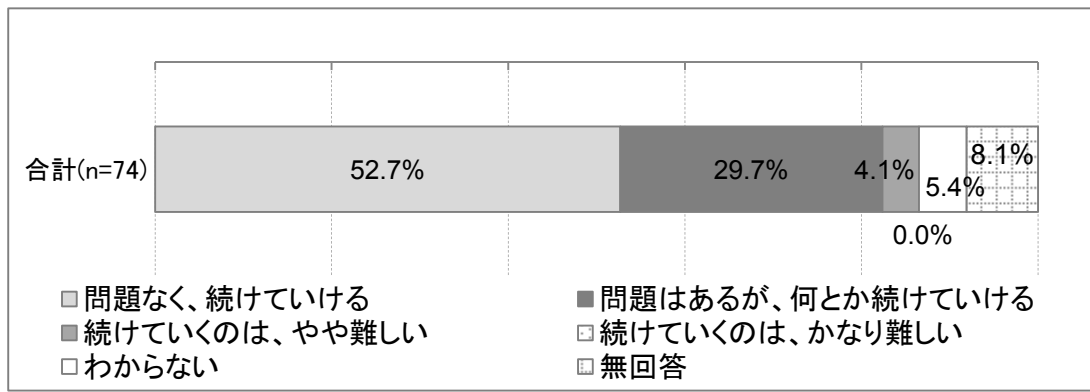


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●主な介護者の就労継続の可否に係る意識

「問題なく、続けていける」は52.7%、「問題はあるが、何とか続けていける」が29.7%となっています。

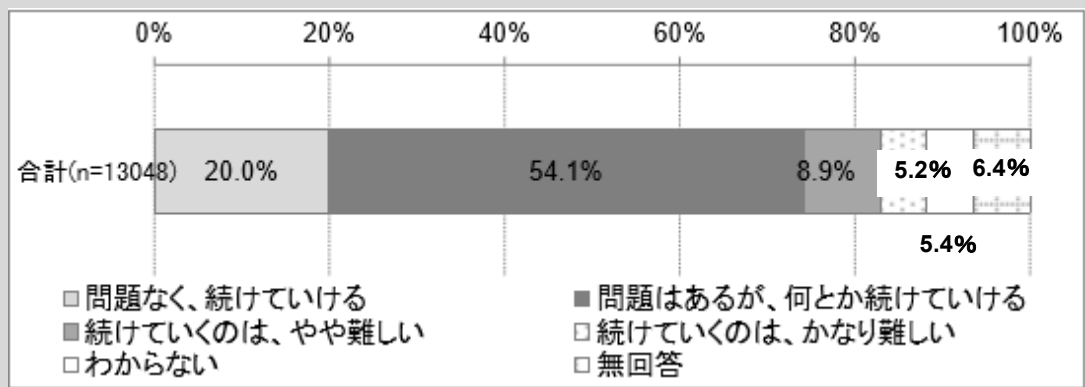
設問：主な介護者の就労継続の可否に係る意識（単数回答）



資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

【参考】主な介護者の就労継続の可否に係る意識（単数回答）人口規模別集計との比較

（人口規模：5万人以上10万人未満）

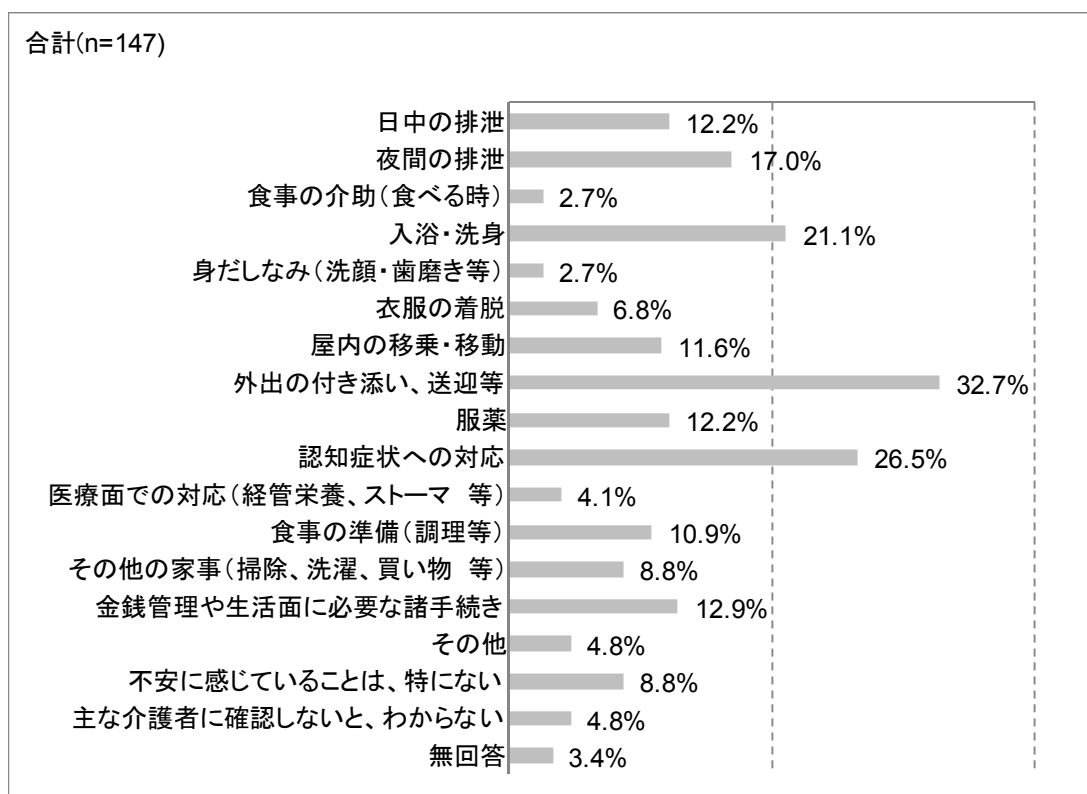


資料：厚生労働省 在宅介護実態調査の全国集計値

●今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「外出の付き添い、送迎等」が32.7%で最も多く、次に「認知症状への対応」(26.5%)、「入浴・洗身」(21.1%)と続きます。

設問：今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）



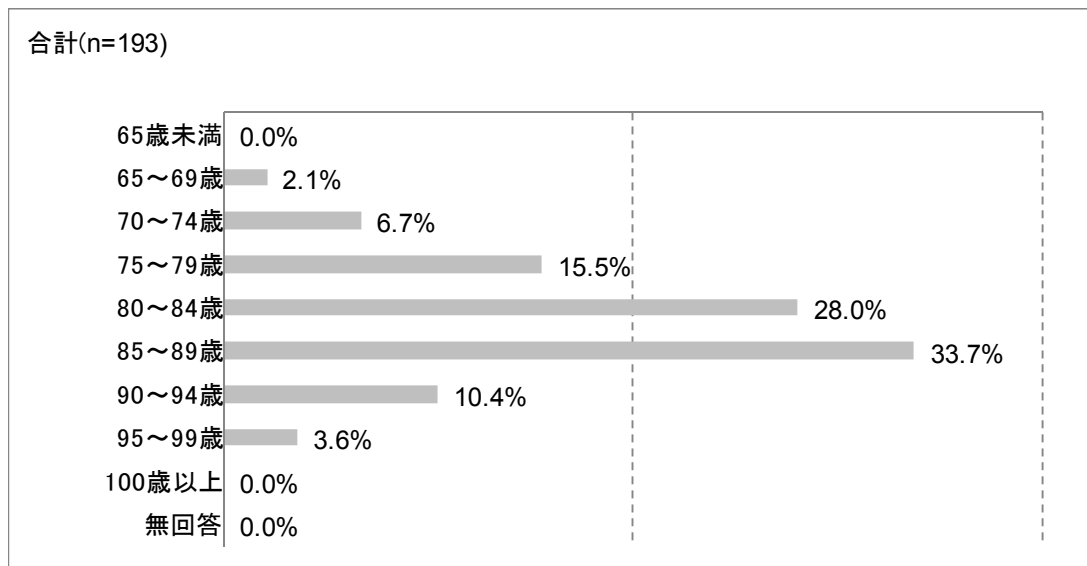
資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

④要介護認定データ

●年齢

要介護認定データからの集計結果では、調査対象者の年齢は「85～89歳」が33.7%で最も多くなっています。

設問：年齢

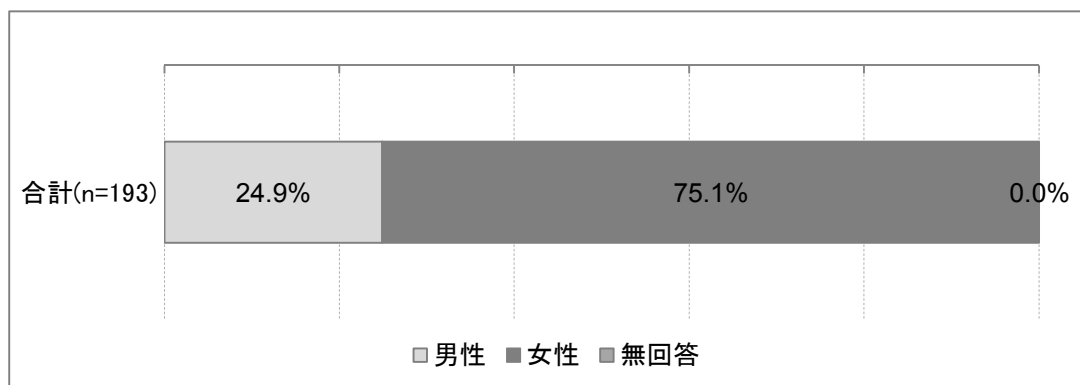


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●性別

要介護認定データからの集計結果では、調査対象者の性別は「男性」が24.9%、「女性」が75.1%となっています。

設問：性別

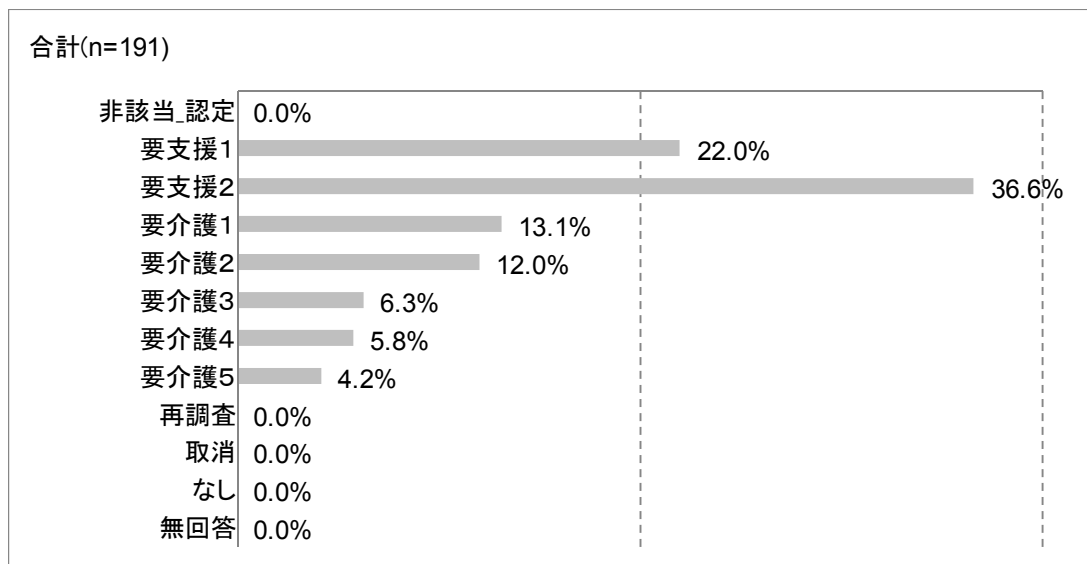


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●二次判定結果(要介護度)

要介護認定データからの集計結果では、調査対象者の要介護度（二次判定結果）は「要支援2」が36.6%で最も多く、次に「要支援1」（22.0%）と続きます。

設問：二次判定結果

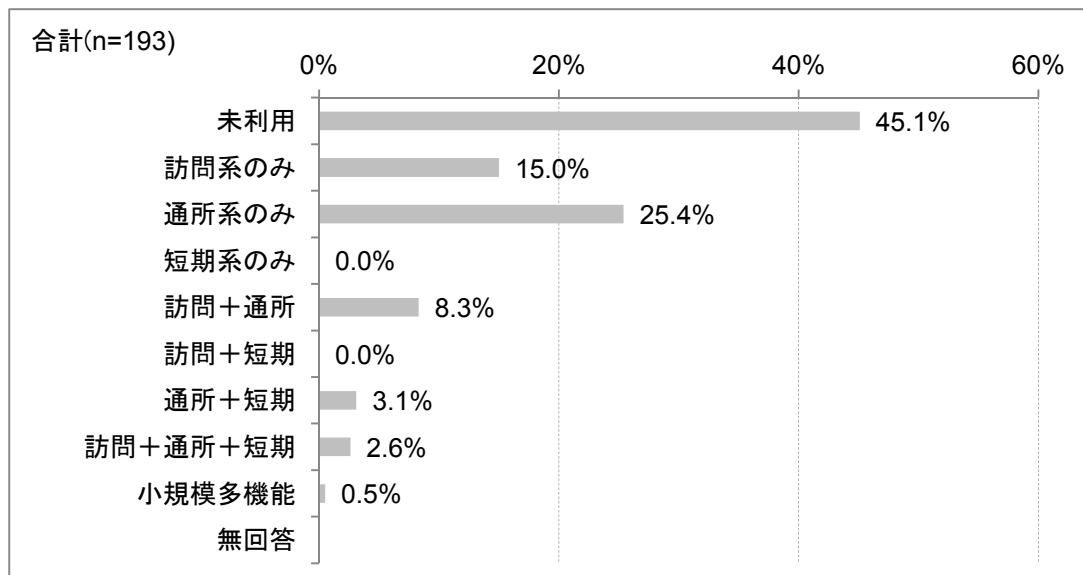


資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

●サービス利用の組み合わせ

要介護認定データからの集計結果では、調査対象者のサービス利用の組み合わせは「未利用」が45.1%で最も多く、次に「通所系のみ」(25.4%)、「訪問系のみ」(15.0%)と続きます。

設問：サービス利用の組み合わせ



資料：在宅介護実態調査 2016年12月～2017年3月実施

2 逗子市の将来フレーム

2-1 2025年度までの見通し

(1) 高齢者人口

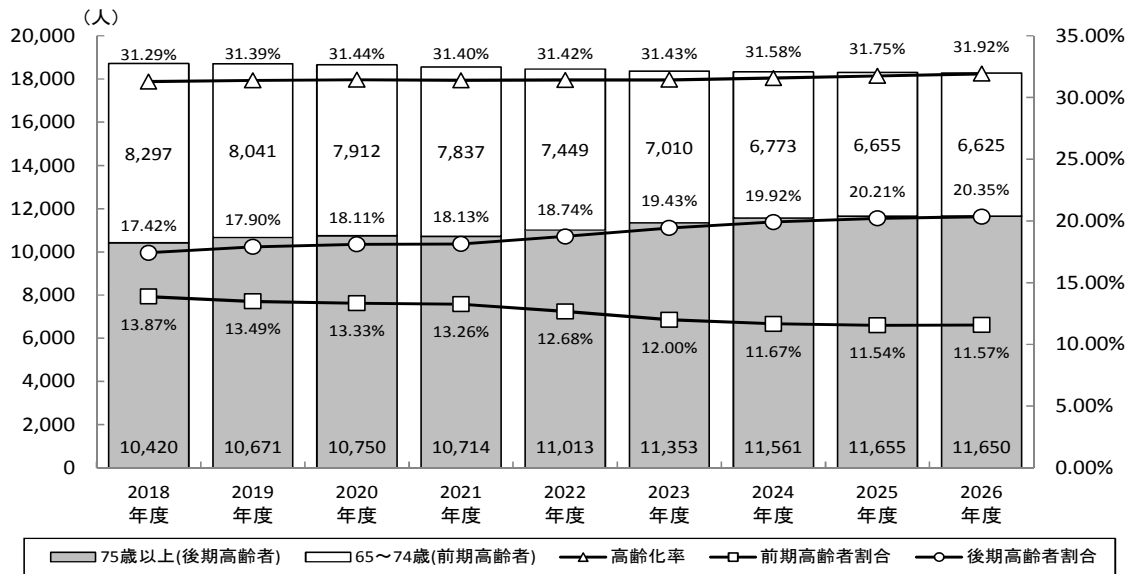
①人口の推移

本市の総人口は減少傾向が続き、2020（平成32）年度には59,366人、2025年度には57,661人と見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は、2018（平成30）年度の18,717人をピークに、その後減少に転じると推計しています。

高齢者人口のうち、前期高齢者である65～74歳人口が減少し、後期高齢者人口が増加することで、高齢化率は31%台でほぼ横ばいで推移するものと推計されます。

●逗子市高齢者人口の将来推計



資料：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法にて推計（各年とも10月1日現在）

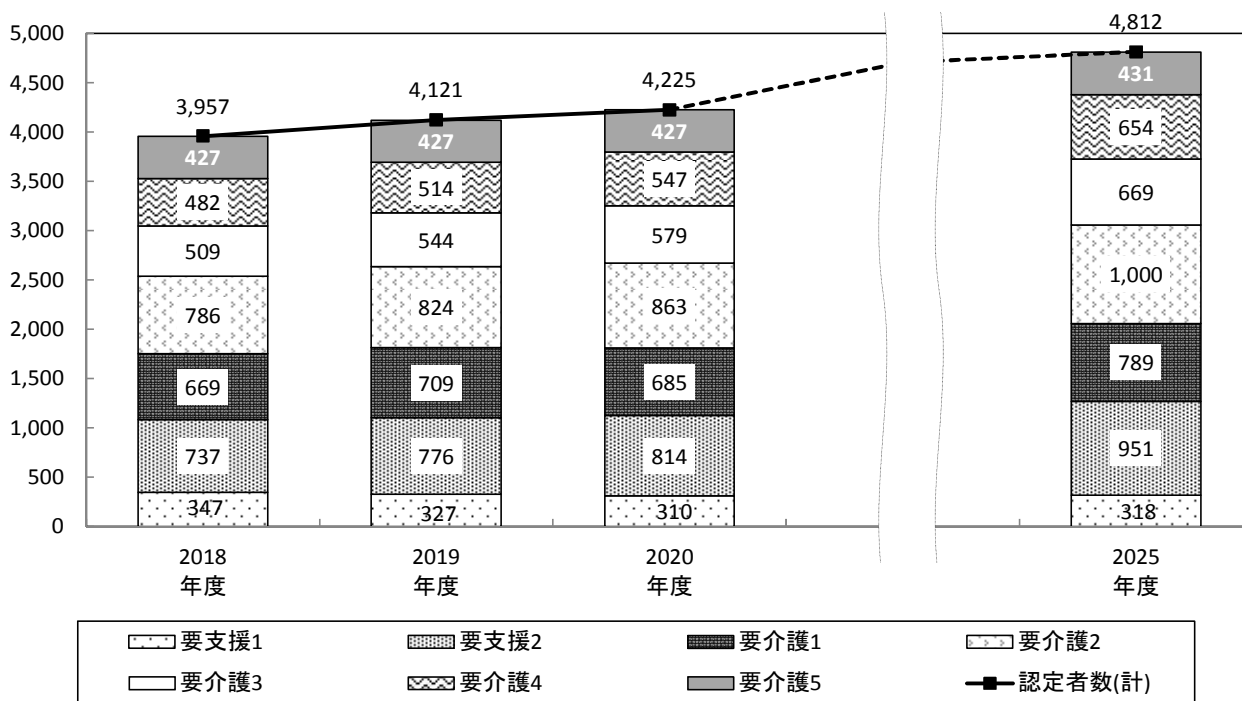
(単位：人)

区分	第7期			第8期			第9期		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総人口	59,809	59,609	59,366	59,082	58,764	58,423	58,047	57,661	57,251
0～39歳	19,601	19,317	19,047	18,819	18,653	18,438	18,228	17,978	17,837
40～64歳	21,491	21,580	21,657	21,712	21,649	21,622	21,485	21,373	21,139
65歳以上	18,717	18,712	18,662	18,551	18,462	18,363	18,334	18,310	18,275
前期	8,297	8,041	7,912	7,837	7,449	7,010	6,773	6,655	6,625
後期	10,420	10,671	10,750	10,714	11,013	11,353	11,561	11,655	11,650
高齢化率	31.29%	31.39%	31.44%	31.40%	31.42%	31.43%	31.58%	31.75%	31.92%
前期高齢者割合	13.87%	13.49%	13.33%	13.26%	12.68%	12.00%	11.67%	11.54%	11.57%
後期高齢者割合	17.42%	17.90%	18.11%	18.13%	18.74%	19.43%	19.92%	20.21%	20.35%

②認定者数の将来推計

本市の要支援・要介護認定者数は、毎年増加を続け、2020年度に4,225人、2025年度には4,800人を超えることが見込まれます。

●逗子市認定者数の将来推計



●要支援・要介護認定者数の将来推計

(単位: 人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度	
要介護等認定者計	3,957	4,121	4,225	4,812	
対前年増減数	25	164	104		
介護度別	要支援1	347	327	310	318
	要支援2	737	776	814	951
	要介護1	669	709	685	789
	要介護2	786	824	863	1,000
	要介護3	509	544	579	669
	要介護4	482	514	547	654
	要介護5	427	427	427	431

資料：地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算

③総合事業対象者数の将来推計

(単位: 人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総合事業対象者	179	178	181	193

2-2 基本的な考え方

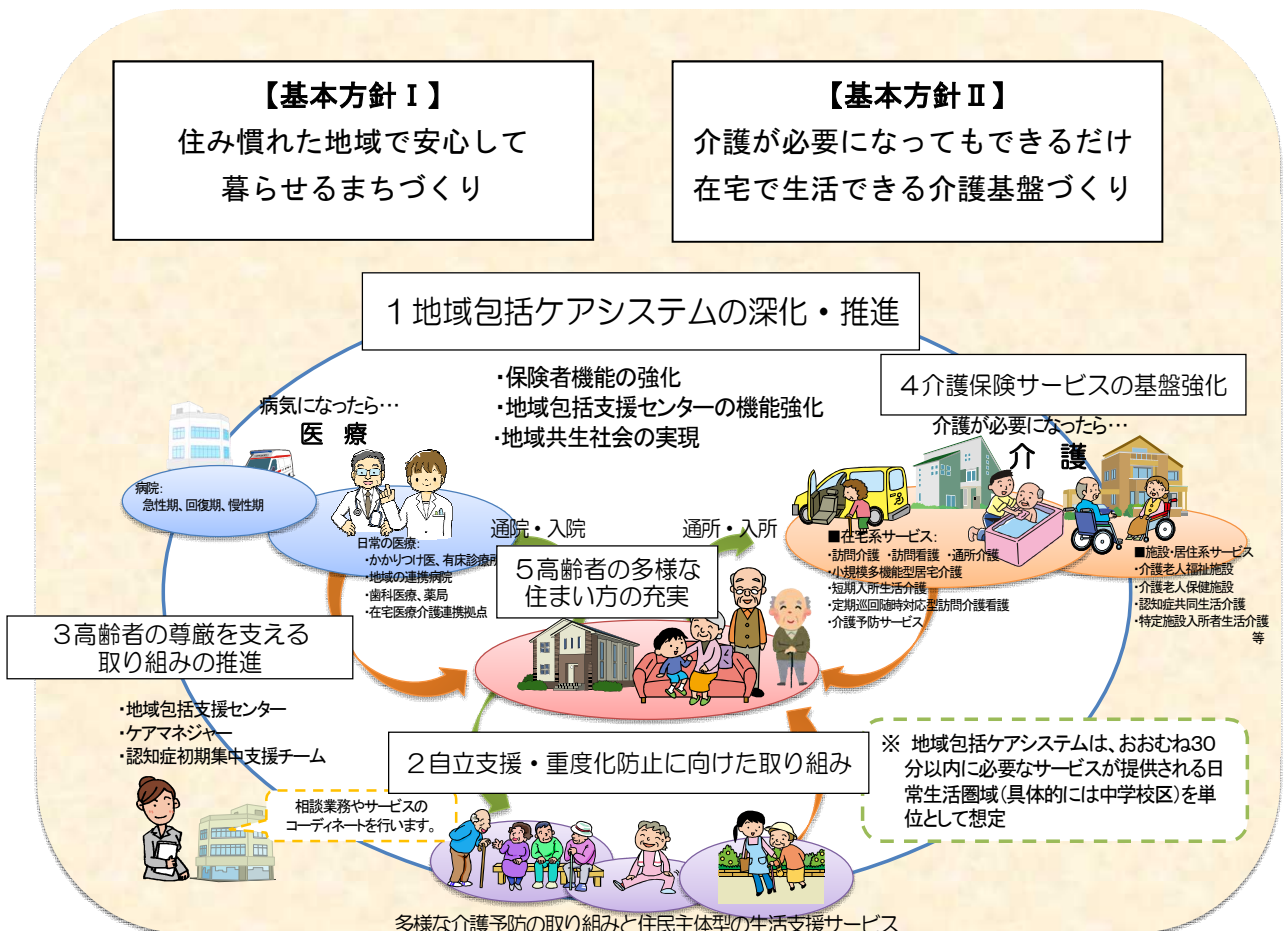
(1) 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

逗子市は、総合計画で、市政の基本的な方向性を明確にしています。

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねても、できる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていただけるような環境づくりを進めていきます。



(2) 基本目標

《計画期間中に重点的に取り組むべき内容》

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

①地域包括支援センターの機能強化

地域での中核的な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化を図るため、事業の自己評価を行うとともに、保険者として地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、質の向上を図ります。また、地域包括ケア会議の開催を促進し、地域の課題の把握と対応策の検討、政策提言をしていきます。

②医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療と介護の連携による支援体制を構築し、在宅・施設等の介護サービスの基盤強化に努めます。

③高齢者と介護者の在宅生活の支援

介護等の人材の不足を鑑み、介護サービスの人材や、地域の多様な取り組みの担い手を積極的に育成することで、介護予防の促進と、介護サービスの充実と質の担保に努め、高齢者と介護者の継続的な生活を支えます。

④地域共生社会の推進

高齢者、障がい者、子ども等全ての地域住民が、主体的に「我が事・丸ごと」として住民が抱える多様で複合的な地域生活課題についてとらえ、住民と福祉関係者による把握及び生活困窮者自立支援相談支援機関等の関係機関との連携により解決が図られるよう、生活支援体制整備、高齢者の孤立化を防止するなどの地域の見守りの取り組みを進めます。

地域福祉計画及び他の関連する個別計画の見直しの際に、連動的に検討していきます。

2 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者一人ひとりが心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、地域の課題をP（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：検証）A（Act：改善）サイクルで分析し、様々な機会をとらえて介護予防に関する普及啓発を進めます。また、状態に応じた介護予防等のための教室、講座等を開催し、高齢者の身体・生活機能の維持・向上を図り、重度化を防ぎます。

②生きがい・社会参加の促進

高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていただくために、自分らしく健康でいきいきと暮らしていくための主体的なサービス（住民主体による支援）を創設し、関係機関等との連携・強化を進めつつ、高齢者自身が主体となる介護予防・生活支援の促進に取り組みます。

3 高齢者の尊厳を支える取り組みの推進

①認知症施策の総合的な推進

高齢者の尊厳を支えるため、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、

認知症高齢者や家族への支援施策の充実に努めます。認知症高齢者等の早期診断・早期対応のため、認知症初期集中支援チームを設置し、支援体制を構築するとともに、認知症予防や認知症への理解の普及啓発を推進します。

②高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

権利擁護（消費者被害・成年後見制度等）の地域住民への普及啓発や支援の仕組みを充実するため、地域包括支援センターにおける相談体制の確保や成年後見制度等の積極的な利用促進を図ります。

また、高齢者に対する虐待を防止するため、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発や相談体制の整備、関係職員の研修など、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

4 介護保険サービスの基盤強化

①介護保険サービスの充実・強化

介護を要する状態になっても、高齢者の心身の状態や生活環境に即し、多様なニーズに対応できる介護保険サービスの基盤強化に努めます。

また、障害福祉サービスを受けている方が、介護保険サービスを同一の事業所で一体的に受けることができる、新たな「共生型サービス」の創設を、多職種で検討します。

②市町村特別給付の実施

地域の課題を解消する手段としての適切な給付について、費用対効果を検証しながら進めていきます。

③介護保険事業の運営

法令等に基づくサービスを適切に提供し、目標値を基に進行管理を行っていきます。また、地域の実情に即し、高齢者の多様なニーズに対応するサービスを適正に提供するよう努めます。

④給付適正化への取り組み

介護保険サービス利用者には、要介護認定の平準化と適切な介護保険サービスの提供をすることにより、負担と給付のバランスが効率的になるように努めます。

5 高齢者の多様な住まい方の充実

①高齢者向け住まいの普及

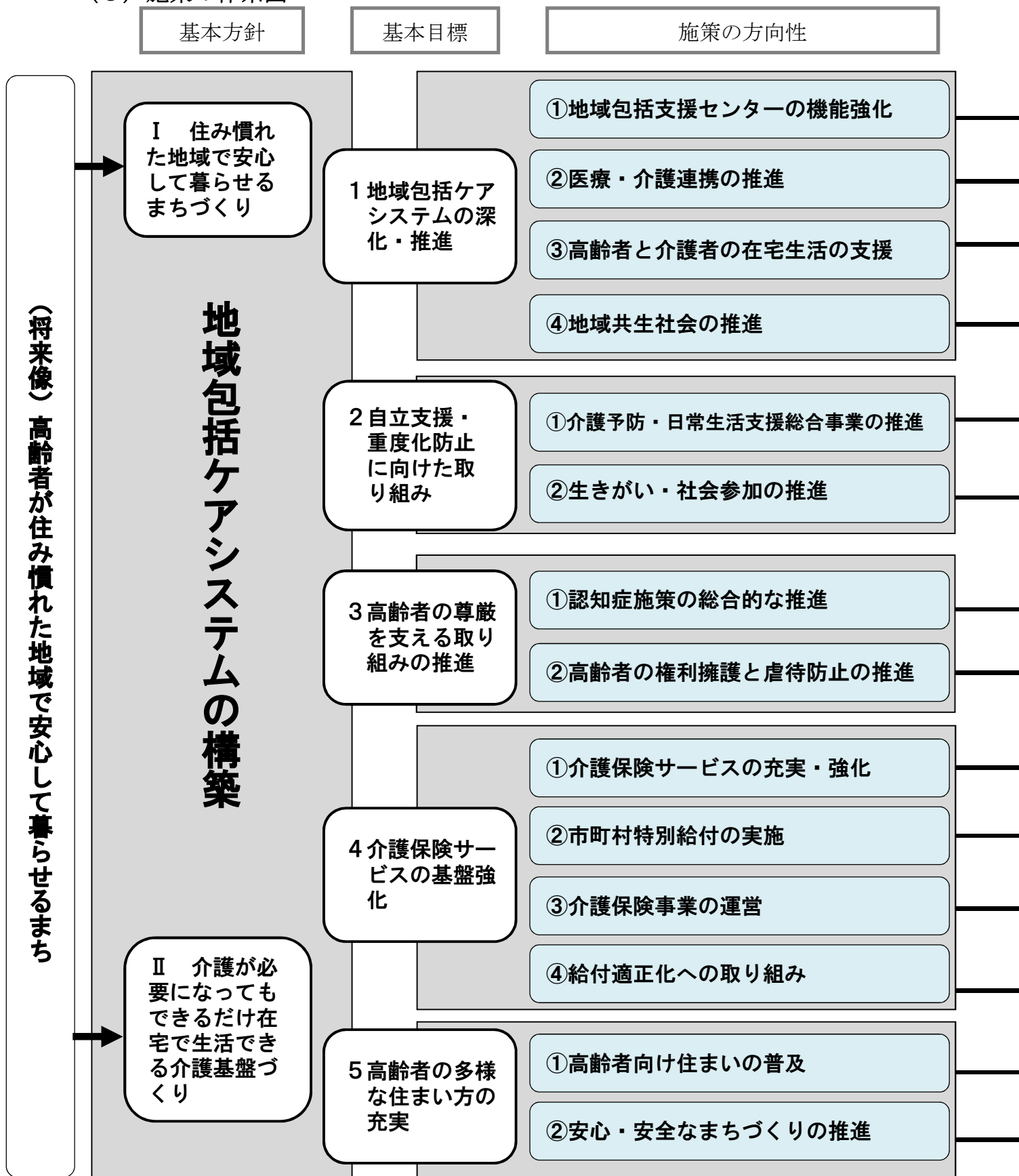
高齢者のニーズに対し、既存施設の整備状況を十分踏まえたうえで、入所・入居施設の整備を促進していきます。

②安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、外出しやすく、住みよいまちづくりを推進していきます。

ひとり暮らしや寝たきり高齢者など、災害時支援体制の整備に向けて、防災担当所管等と連携し、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進していきます。

(3) 施策の体系図



(将来像) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

主な取り組み(施策・事業名)

●地域包括支援センター運営事業

●地域包括ケアシステム推進事業 ■在宅医療・介護連携推進事業

●生活支援体制整備事業 ○ひとり暮らし高齢者訪問事業 ●福祉緊急通報システム事業
●福祉配食サービス事業 ●在宅高齢者紙おむつ等支給事業 □ふれあい収集

●ひとり暮らし高齢者実態把握事業 □地域福祉推進事業
□社会福祉協議会との連携・協働 □民生委員・児童委員 □消費生活相談

●介護予防・生活支援サービス事業 ●一般介護予防事業
●介護予防普及啓発事業 ■男性の健康料理教室 ■食生活改善推進員養成講座

○生きがい推進事業 ○老人クラブ育成事業 ○高齢者センター運営事業
○福祉バス運行事業 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 □未病センター
□生涯学習の推進 □スポーツ推進 ○高齢者就労支援

●認知症総合支援事業 ●認知症サポーター養成事業
●家族介護者支援事業 ●徘徊高齢者対策事業

○逗子あんしんセンター助成事業 ●成年後見制度利用支援事業 ○高齢者虐待対策事業

○居宅(介護予防)サービス ○地域密着型(介護予防)サービス ○施設サービス

○特別給付費給付事業

○高額介護サービス等給付事業 ○介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業
○保険料賦課徴収事務費

●介護給付等費用適正化事業

○介護サービス施設整備 ●福祉用具・住宅改修支援事業
○高齢者施設入所事業 □市営住宅

○福祉有償運送事業 □避難行動要支援者支援事業 ○福祉避難所 □火災予防事業

○：高齢介護課事業 ●：高齢介護課地域支援事業
□：他課事業 ■：他課地域支援事業

